

豊前羅漢寺の成立とその歴史的背景

～南北朝期の法燈派禪の展開と中国羅漢信仰とのかかわり～

三 谷 紘 平

はじめに

名勝耶馬渓一奇岩・奇峰の織り成す嶺々の中に羅漢寺はある。大分県中津市本耶馬渓町跡田に位置する羅漢寺は、山号を耆闘窟山といい、現

在曹洞宗大寧寺末の禪宗寺院である⁽¹⁾。石造の五百羅漢を擁し「鎮西羅漢總本山」などと称され、近世以降、その風光明媚な景観に魅了された文人墨客が多くおとずれ、紀行文や絵画などにその姿は記録されている⁽²⁾。近代現代においても名勝耶馬渓とともに大分県の観光地として人々の参詣は絶えない。しかしながら、その歴史的価値はこれまであまり見出されず、歴史研究、美術研究などの面からのアプローチは皆無であるといつても過言ではない。

羅漢寺は明治時代の「豊前国下毛郡寺院明細牒」によれば、その縁起について、

大化年間天竺ノ法道仙人錫ヲ播磨國印南郡法華山ニ移シ、后豊前国
大岩山阿弥陀カ峯ニ留メ、閻浮堤金ノ觀世音一体ヲ遺セリ

とあり、大化年間（六四五）天竺僧法道仙人が閻浮堤金の觀世音像を窟に納めたのが始まりとされる。現在寺にある銅造觀音菩薩立像はこの時もたらされた像であると伝えており、大化年間までは遡らないものの、奈良時代の金銅仏として評価されている⁽³⁾。また、「大友興廢記」には日

羅が五百羅漢を安置したと伝える⁽⁴⁾。これらの開基伝承は史料的裏付けができます、あくまで伝説的な話であるが、周辺には八面山や国東六郷山などの古代山岳仏教の存在があることから、石窟への信仰があつたと考えられている。

統いて明細牒には、暦応元年（一二三二八）に僧円龕が禪寺として開山したことを伝える。

暦応元年臨濟宗京都建仁寺千光國師第五世円龕照覺禪師、更ニ此山ヲ開キ庵ヲ結ヒ幻庵ト号シ、自ラ拾六應真ヲ繪シ之ヲ安置ス、因テ円龕照覺ヲ開山ト称ス、居ルコト若干ナラスシテ窟ヲ去ル、凡拾丁酉ノ方ニ一舍ヲ結ヒ此ニ移ル、睡龍山智剛寺是ナリ、延文五年僧建順、師ヲ尋テ眷々去ルニ忍ヒ斯終ニ歸ニ入テ安息ス、禪師ト議リ、釈迦如來共ニ文殊普賢ノ二大士、十大弟子、二八ノ應神、半千ノ尊者、泊ヒ侍衛給仕ノ者七百余躯ノ肖像ヲ彫刻シ、之ヲ窟中ニ安置ス、

これが、禪宗寺院としての羅漢寺の始まりであり、当初は臨濟宗の寺であつたことがわかる。五百羅漢についても建順という僧が来て、延文五年（一三六〇）、昭覺とともに造立を志し、釈迦その他七百余躯が完成したと記されている。羅漢寺ではこの寺伝をいまも縁起としており、五百羅漢が中世のものであるとしているが、石造美術としての評価はまちまちで、江戸時代のものとする研究者も多い⁽⁵⁾。本論文では寺伝の

元となつてゐる史料として「豊鐘善鳴録」・「豊州羅漢寺舍利塔銘」・「豊州羅漢窟記」という史料をあげ、その歴史的価値にせまるものである。特に「豊州羅漢窟記」についてはこれまでの研究上、扱わなかつた記録でもあるので、三つの史料を翻刻し掲載した。また、これまで明らかにされていなかつた昭覺や建順などの人物、石仏造立の背景などについても論考を加え、南北朝期の禪宗史の中に羅漢寺を位置づけたいと考えてゐる。

第一章 羅漢寺に関する史料の整理

一、「豊鐘善鳴録」について

これまでの羅漢寺についての研究・解説に用いられた文献史料で第一にあげられるのは、「豊鐘善鳴録」という史料である。これは、寛保二年（一七四二）に豊後国玖珠郡出身の禪僧彦契（一七〇三～一七四九）によつて編纂された豊州の禪僧・顯密僧の伝記集である。彦契はこの記録を編纂する際、多くの寺院から喜捨を集め、その寺院の開山や僧の伝記を収録していることから、おそらくは寺に伝えられた記録や伝承を収集していたと考えられる。羅漢寺においても当時の住持である信宗靖孚（曹洞宗羅漢寺九世）が金二百疋を寄附しており、羅漢寺に遺る史料を提出したものと思われる。

「豊鐘善鳴録」には羅漢寺関係の僧として「羅漢寺円龕禪師」「安心庵逆流禪師」「羅漢寺省卓禪師」「羅漢寺普覺禪師」「羅漢寺鉄村禪師」「羅漢寺龍山禪師」の伝記が収録されており、中世から近世の羅漢寺で活動した僧についてみることができる。特に臨済宗時代の円龕昭覺・逆流建順・省卓の伝記は、現在の寺伝に共通する内容であり、羅漢寺に伝わつ

た史料を元に人物別に編纂したものと考えられる⁽⁵⁾。ではその羅漢寺に伝わつた原本は何か。一つはこれまで「豊鐘善鳴録」とともに紹介されてきた、絶海中津の詩文集「蕉堅集」に収録された「豊州羅漢寺舍利塔銘」である。そしてもう一つの史料は、「豊州羅漢窟記」というもので、双方とも今までその存在は知られているものの、その検討はほとんどなされていない⁽⁶⁾。特に「豊州羅漢窟記」においてはその原文すら確認できず、所在についても不明であるが、幸い東京大学史料編纂所に明治二十年に書写された賛写本が存在しているので、今回翻刻・紹介し、その内容について検討したい⁽⁸⁾。

二、「豊州羅漢窟記」

まず「豊州羅漢窟記」についてみてみよう。この記録は先の通り現在所在不明であり、原文は分からぬ。しかし、明治三十一年の「羅漢寺真景図」にはこの記録からの抜粋と思われる縁起を載せてゐるので、明治までは実際に所蔵されていた史料である。そして、東京大学史料編纂所にこされた賛写本を翻刻したのが以下である。

豊州羅漢窟記

蓋聞阿羅漢有二類、既出欲界入第四禪、從福愛天有二岐路、若於先心無量淨光、福德圓明、至廣果天、若於先心、雙厭苦樂、圓窮捨道、身心俱滅、心慮灰凝、經五百劫、不能發明、不生滅性、生無想天、此中復有五還天及四禪四位天王、獨有欽聞、不能知見、如今世間曠野深山聖道場地、皆阿羅漢所住處也、世間塵人不能見、自此已還名色究竟、有頂色邊際中、其間復有二種岐路、若於捨心發明智慧、便出塵界、成阿羅漢、入菩薩乘、如此一類名為廻心大阿羅漢、法華所謂內密外現者是也、若於捨心為碍銷

碍入空滯空、至四空處從不還天、聖道窮者、如是一類名不廻心鈍羅漢、維摩所呵敗茅焦種是也、世人不辨之、雷列排斥謂滯空者、甚不恠乎、橘州老人有言、阿羅漢即佛世比丘也、而處巖阿石室、譬諸龍蛇虎豹如得深山大澤、豈不偉哉、蓋知言歟、昔者世尊遺囑十六人之外復勅五百人紹隆末世佛法、始自喬陳如終至願事衆、名字歷々、震旦天台山者、彼方第一勝境、乃稱香刹、便五百羅漢住處也、自白道猷初涉于石梁、已來窺于聖迹、憧々不絕矣、本朝豐荊州下毛郡野中鄉村名迹田、山號大巖屋、山陽半邊有石窟、從口至奧若干丈、從東至西若干丈、總可容千人、傍有瀑布十餘丈、岩屏東列、石橋前橫、曆應之始有僧昭覺、幽討而造意以為靈迹也、自繪十六應真安置焉、名之耆闐窟羅漢精舍、廬乎岩下居止焉、扁幻住庵、居未幾移瓶錫于佗山、拒窟纔一舍睡龍山智剛寺是也、正平十四年有僧建順、慕風至矣、一見如舊識、或時語及窟事順聽而訴然、次日如彼若所嘗遊眷々、不忍去幻住廢久矣、入窟晏息、澗飲蔬餌幾向一年、後就幻住趾誅茅葦名安心、從茲村民給供、一日詣覺語曰、此窟勝槩幽邃、迥逾赤城之境、雋石肖像安于窟中、可乎覺擊節嘆曰、斯吾素願也、同聲相應同氣相求、豈非此時乎、幡然俱走四方募幹緣于道俗、遐邇響應、石工之事即日權興焉、許多盤陀不鞭而来、不驅而集、二僧工伎鮮麗、鎚鑿一運妙相成就、其長三尺許、坐者立者曲罄精神、殊儀異貌乎欲裝彩色、信敬堦地、丹青黃白之物隨堦湧出、彩了而後盡矣、中央懸石平覆如蓋、下安如來左右設文殊普賢二大士、毒列十大弟子乃至二八應真半千尊者泊侍衛給仕之者合七百餘軀、儼然圍繞雲聚星列、有鑒水者前穿盆池如斗大也、其夜清泉霽沸雖遭雨暘不竭不溢、接厥下流盥漱用無之、僅迄于周歲能事畢矣、十五年十月十四日請月堂禪師慶贊、此日九州之中緇素輶輶施財如委、雲衲一千餘人供贓共辨餘周寒丐者、翌日順語人曰、吾事了矣乃行焉、諸人泣而留之不可、杖笠下山徑附商船涉于大漠達台之國清寺、未幾而卒矣、

覺徒祖訣次住安心、普化四民置大藏五千餘軸、傍作藏殿以度焉、大凡茲地扶桑無比佳致也、峯巒層出宛似削成、千巖競秀如劍如戟、萬壑爭流奏瑟奏琴、朝雲夕霧變化無常、自天地開闢已來有此山有此窟、便知聖賢神仙之所棲遲也、天地深掩山靈秘閉不令世人知之爾、豈得非時及像季道澆俗薄人少正信當于此時尊者弗忘親囑彰應垂化哉、訣公遠遣僧囑予欲誌其始末刻諸琰瑰、予不能辭、乃從命爲之銘曰、

滄海西偏 豐之山澤 嵌巖邃竇 天開地闢
雲霧深藏 神仙窟宅 龍天護持 諸聖降迹
偉哉覺順 點化頑石 人天崇敬 福祐奕奕

應安四年龍集辛亥十一月十二日

高庵芝丘謹記

史料の文末には書かれた年号と撰者が記されており、応安四年（一三七一）に高庵芝丘という人物によつて書かれたことがわかる。高庵芝丘（？～一四〇一）は京都五山の東福寺四十二世住持であり、曇瑞道惠（東福寺開山円爾の弟子、備中宝福寺五世）の法を嗣いだ聖一派の高僧で、応安四年当時は東福寺住持であつた⁽⁹⁾。この記録が書かれた経緯は、安心庵（羅漢寺の前身・後述）を継いだ昭覺の徒祖訣が、羅漢の造立や寺の開山について記した碑文を残そうとして東福寺に僧を遣わし、その銘文を高庵芝丘に依頼したようである。芝丘は固辞しようとしたが断れず、銘を書いた。

その内容はまず前半に羅漢についての解説から始まる。序盤に阿羅漢果に至る道筋、つまり、仏教世界の云う所の欲界を出て色界の中に出現在いくつかの岐路を経て色究竟に入り阿羅漢となることが事細かに説かれ、つづけて釈迦が十六人と五百人の羅漢に末世においての仏法の紹

隆を託したことが記されている。そして最後に中国天台山が五百羅漢の住處であるとし、特に白道猷が初めて涉ったという石梁を挙げ、前半部分が締められる。

石梁とは、石橋ともよばれ、天台山の頂上部にあって、天然の石橋が架かりその下を滝（石梁瀑布）が流れ落ちている場所で、五百羅漢が住むとされている所である⁽¹⁰⁾。後半部分の始めに豈前下毛郡野中郷跡田にある大巖屋の様子が記され、そこには十餘丈の瀑泉があり、石橋が横たわるとある。もちろん実際に羅漢寺には滝（現在は滝跡）や天然の石橋があり、その様子は頗在であるが、それが天台山石梁のイメージに符合していることがこの史料によつてわかるのである。つまり羅漢寺は、天台山によく似た場所が選ばれ、それを再現することを目的としていたと考えられる。

史料の後半は曇応の始めに僧昭覚（円龕昭覚）が大巖屋に十六羅漢の図を自ら描き安置する所から始まる。先に挙げた縁起と重複する部分もあるが、その原本があるので、細かに解説・考察したい。昭覚は十六羅漢を安置した後、そこを「耆闘窟羅漢精舍」と名付けた。耆闘窟とは釈迦が住居し羅漢に説法を行つていた山で、昭覚の中のイメージとして天竺があつたのであろう。そして岩下に自ら庵を建て「幻住庵」とした。しかしそうして錫を隔てた場所に移し、そこに一舎を設け「睡龍山智剛寺」と名付けたという。智剛寺は現在も羅漢寺麓の門前にその塔頭として残っている。昭覚が智剛寺に住した後、正平十四年（一三五九）に僧建順（逆流建順）がやって来た。昭覚に窟のことを聞いた建順は荒廃した幻住庵の跡に「安心庵」を建て住居とした。そして昭覚と建順は窟に石像を安置することを発願したといふ。

石像造立の様子は他の史料よりも詳しい内容となつており、一連の背

景がうかがえる。まず四方に走り道俗に幹縁を募つた。つまり勧進行為によつて資金を集めたということである。そして多くの石工も集まつたが、昭覚・建順二人の工技は特に鮮麗であつたといい、二僧が石雕技術をもつていたことが示されている。三尺ほどの坐者・立者が刻み出され、それらに彩色を加えるため丹・青・黄・白の岩が掘り出されたといふ。出来上がつた石仏群の様子は、窟の中央に平石が懸かつておらず、それを天蓋に見立ててその下に、釈迦如来・普賢・文殊を置き、十大弟子・二八應真（十六羅漢）・半千尊者（五百羅漢）・侍衛給仕の者（四天王等）都合七百餘躯を列したとある。完成までにかかった期間は僅か一年であり、正平十五年（一三六〇）十月十四日に慶賛供養が執り行われた。導師に月堂禪師（月堂宗規一二八五～一三六一・博多聖福寺住持）を招聘し、九州中から雲衲一千余人が集まつたという。晴れて石仏の造立は成つたが、直後建順は山を降り、商船に乗つて中国天台山国清寺に渡り、幾ばくならずして示寂した。その後、相訣が安心庵を繼ぎ、寺格を整え、高庵芝丘にこの撰文を依頼したのは先に述べた通りである。

この史料の評価としては、羅漢寺の石仏造立の様子が詳しく記され、後の縁起や「豈鑑善鳴錄」などの原史料と考えられること、そして応安四年という年号から、開山年からの隔たりが少なく、高庵芝丘や月堂宗規など著名な僧の在位年代に符合する点などから史料の信憑性が高いものであることがあげられる。つまりこれによつて羅漢寺と五百羅漢等の石仏が南北朝期に成立したことが文献の面から証明できるのである。

三、【豈州羅漢寺舍利塔銘】

統いて「豈州羅漢寺舍利塔銘」という史料について。あまり知られていないが、現在羅漢寺の寺宝に金銅製の舍利容器が伝わつてゐる（写真

1)。豪華な装飾を施した台座に水晶製の宝珠をのせ、宝珠の周りを火焔が囲む火焔宝珠形舍利容器である。台座には六花形の二重基壇に獅子を置き、その上に蓮花座をのせる。水晶製宝珠には仏舍利が納められ、三方からの火焔によつて固定されている。精巧な細工によつて制作された美塔である。この舍利塔にあたると思われる銘が「豊州羅漢寺舍利塔銘」である。これは五山僧である絶海中津（一三三四～一四〇五）の詩文集『蕉堅藁』（応永十一年（一四〇九）鄂隱慧藏編）⁽¹⁾に収録されてゐる銘文で、これまでも羅漢寺の歴史を語る史料として紹介してきた。しかし、内容については深く検討されてこなかつたため、一級の史料であるにも関わらずあまり知られていない事も事実である。本節ではこの『豊州羅漢寺舍利塔銘』についても全文を示し考察していく。

豊州羅漢寺舍利塔銘



写真1 金銅製舍利塔（羅漢寺藏）

豊前州羅漢寺鎮西勝地而鍾台厲之秀、延文五年春、釋昭覺始入石室而居、遂成寶坊、未幾有僧建順、眎山石起伏瓊奇、手雕羅漢像五百軀、儀貌魁梧、靈祥顯矣、永和二年長州赤間五男二婦人來禮、自探錦囊施以舍利一顆、衆僧以爲贊珠不敬之、亦不以告覺、覺駭而躬往赤間物色尋之不得其人、益以爲神授、感泣頂戴、欲造寶塔以安奉之、未果而物故矣、實至德元年九月十一日也、其徒省卓、遠來京城具狀其事聞之於大丞相源公、公親書賜額羅漢名山曰耆闍崛、卓又以塔費諴于前武州大守桂巖居士、士爲作寶塔、增以家堂、所奉舍利二八顆、夫人藤氏、用水晶寶壺、貯之於塔中而嚴加粧飾云、覺字圓龕、受業于壽福寂菴、順三光之徒也、卓求銘、銘曰、豐山毓秀、應眞所宅、昧者不覩、瞻肖于石

蘇塗盈尺 量含法界 式妥眞身 歷劫弗壞
權輿于覺 繼焉者卓 烈烈武守 檻施優渥

まず前半に羅漢寺成立について記している。しかし延文五年（一三六〇）に釋昭覺が石室に入りて居すとなつており、他史料とは食い違つてゐる。つづけて僧建順が来て羅漢像五百軀が造立されたことが記されるが、かなり端的に書かれている。延文五年は五百羅漢が完成した年であるので、寺基が成つたことを象徴してこの年号をとつたものと思われる。もつともこの文 자체は舍利塔の銘であるので、羅漢寺成立についての叙述は前書きに過ぎないことは当然であろう。文は舍利塔の造立に移る。

永和二年（一三七六）長門国より五男二婦人が来礼し、舍利一顆を納めた。僧衆はこれを贊珠であるとして昭覺に伝えなかつた。その夜昭覺の夢に人が現れ仏舍利が阿育王塔中の旧物であると伝える。昭覺は急ぎ

赤間に行きその人々を探すも見つからず、益々神授であるとして感涙したという。舍利を納める宝塔を作らんとするも、果たさずして至徳元年（一三八四）九月十一日に昭覚は示寂した。その徒省卓は師の意を継ぎ、

都に上り大丞相源公（足利義満）に具状をもって聞くと、義満から羅漢の額を賜った。そして前武州大守桂巖居士（細川頼之）とその夫人より所以である。

ではこの銘はいつ書かれたものか。文に出でてくる細川頼之は貞治六年（一三六七）、室町幕府管領となり三代将軍足利義満を補佐したが、康暦（一三八九）に赦免され復帰。明徳二年（一三九一）弟頼元が管領に就任すると宿老としてその後見役となり、翌三年に没した。銘の撰者である絶海中津は永徳二年（一三八二）に義満に請ぜられ鹿苑院の住持になるが、次第に義満と対立。至徳元年（一三八四）に摂津に退去する。同三年に許され上洛、明徳二年に相国寺住持となる。このことから、頼之が復帰した康応元年から没年である明徳三年の間が銘の書かれた時期に該当するが、その内特に絶海が相国寺住持であった明徳二～三（一三九一～二）年がもつとも妥当であろうと考えられる。

以上のことから、省卓が依頼し絶海中津という当代第一の高僧が撰文したこの銘は「豊州羅漢窟記」と同様に羅漢寺の成立当時の歴史を知る重要な史料であることがわかる。このように羅漢寺の歴史を伝える史料について整理してみると、五百羅漢をはじめとする石仏群の造立年やその背景が見えてきた。また、地方の一寺院でありながら、中央との交流を持ち、寺基を拡大していく様もみてとれる。次章では開山円龕昭覚と逆流建順に注目し、その存在を明らかにすることで、南北朝期の混乱

第二章 円龕昭覚と逆流建順

一、円龕昭覚の出自と動向

「豊鐘善鳴錄」によれば、円龕昭覚は「豊後州田染郷の人、俗姓大神、父惟将」というとあり、現在の豊後高田市田染の出身であるとされる。父は大神惟将とあるが、当時近郊の山香郷や都甲荘では、山香郷司大神氏や、その流れをくむ都甲氏が地頭として在地支配を行っていた。都甲氏からは六郷山院主の系譜も生まれ、天台密教との繋がりも深い。しかし、大神氏の系譜は「大神姓都甲氏系譜」⁽¹²⁾などにみえるが、大神惟将という人物はみあたらない。また、この出自云々に関しては、「豊州羅漢窟記」や「豊州羅漢寺舍利塔銘」には書かれておらず、その出典は不明と言わざるをえない。

昭覚の出自に関して、もう一つ別の史料が存在する。中世田染莊を支配していた田染宇佐氏の系図である。田染知則氏所蔵「田染氏系図」⁽¹³⁾によれば、

忠基
〔 僧号圓龕和尚豊前州著闇窟山阿羅漢寺建立、称中興開山、

童名宮乙十四歳、於向野淨土寺出家、六十三歳示寂、

辭世ニ曰、

我今年志七九尺八吹捨天無爲之都仁音樂乃聲實二
至徳元年甲子九月十一日也

とあり、円龕は童名宮乙といい、宇佐宮權擬神主であつた田染忠基の子で、定基の弟となつてゐる。田染氏は、もと田染庄の庄官として宇佐宮から派遣された家であり、宇佐宮番長職を兼務する權大宮司家永弘氏の庶流であると規定される⁽¹⁵⁾。忠基・定基については、鎌倉時代末期に国家にとって極重要な位置を占める神社の神事が田滑に行えることを目指して幕府より出された神領興行法による田染荘域の所領回復活動に務めた人物として多くの研究があるが、その系譜については不明な点が多い。この田染氏系図についてもやや問題点があるため、素直に信用できるものではないが⁽¹⁶⁾、昭覺の記載については、向野淨土寺にて出家したこと、辞世の句が載せられていることなど、他史料にない事柄が認められるので、何らかの根拠があつたものと思われる。中世後期の史料であるが、永弘家の所領である宮時莊十五町（中津市宮水周辺）が羅漢寺の旦過に付されていることを考えると⁽¹⁷⁾、永弘氏との関係を示す本系図は注目に値しよう。

統いて昭覺は、十四歳のときに出家し、「相之寿福寺」つまり鎌倉五山の寿福寺に入つて、寂庵上昭に参禅している。これは「豊州羅漢寺舍利塔銘」にも「受業于壽福寂庵」とあるので事実であろう。寂庵上昭（一二二九～一三一六）は寿福寺七世住持で、その法流は臨済宗祖師栄西から栄朝—蔵叟朗誉—寂庵上昭と繋がる黄龍派の僧である。黄龍派の法脈は栄西以来の禪密并修の教義を重んじ、例えば、栄朝や蔵叟朗誉は上野長樂寺において、台密の灌頂行法を行つており、非常に天台密教色の強い教えを説いている⁽¹⁸⁾。その徒である寂庵についても、昭覺の兄弟弟子にあたると考えられる龍山徳見に天台の秘法を授けており⁽¹⁹⁾、昭覺自身もそのような禪密并修の教義を受けられたであろうことが推測できる。

このように、羅漢寺開山である円龕昭覺は国東六郷山や宇佐宮との関わりの中で育ち、その参禅も寿福寺という五山の中でも禪密并修を説く寺院に入るなど、特に天台密教色の強い思想を持つていたことが考えられる。実際、羅漢寺は他の禅宗寺院と違い、岩窟を利用した山岳密教的な色彩を帯び、磨崖仏や國東塔など、国東半島の六郷山に通じる要素が多くなるが見える。また、昭覺開山以前の開基伝承に密教系寺院の存在を示唆する伝説があるので、実際に天台密教系の信仰があつたのかもしれない。田染氏系図に「称中興開山」とあることも同様なことからくるであろう。

最後に昭覺の生没年についてであるが、田染氏系図に六十三歳にして示寂とある。しかし、至徳元年（一三八四）没とあるので、師である寂庵上昭の没年が正和五年（一三一六）であることを踏まえると六十三歳ではありえない。これは辞世にある「我今年志七九」という部分の解釈の違いによるものであろう。新たに考えるならば、七九は單純に七十九と考え、「我今年、志して七九」なので、出家して七十九年と理解すべきで、出家年齢が十四歳であることを合わせると、昭覺が没した年齢は九十三歳とするのが妥当である。つまり、昭覺は正応四年（一二九一）に生まれ、十四歳（一三〇五）にて出家、そして至徳元年（一三八四）に没した、という経歴を割り出すことができる。

二、逆流建順と出雲瑞塔山雲樹寺

正平十四年に昭覺のもとに訪れ、共に五百羅漢を造立したという逆流建順については、これまでほとんど考証されず、彼の経歴などは全く明らかになつていよい。異僧とか中国僧などとその表現も様々である。ここでは「豐鐘善鳴錄」にある記載をもとに、他史料や現地調査を踏まえ、

その経歴や足取りを考察してみる。「豊鎌善鳴錄」によれば、「豊前州安
心庵逆流禪師、諱は建順、久しく雲の雲樹に三光國師に侍り、親しく印
戒を承り山中に大成庵を建つ」とされ、出雲国の雲樹寺三光國師という
人物に師事し、大成庵をいう庵を建てたようである。「豊州羅漢寺舍利
塔銘」にも「順三光之徒也」とあり、一致する。雲樹寺は島根県安来市
にある瑞塔山雲樹寺に該当し、三光國師とはその雲樹寺を開いた孤峰覺
明（一二七一～一三六一）である。つまり、建順は昭覚のもとに来る前
に孤峰覺明の弟子として雲樹寺にいたことがわかる。

瑞塔山雲樹寺は、元亨二年（一三二二）孤峰覺明が、牧新左衛門入道
善興居士の寄進による土地に創建した禅寺で、元弘三年（一三三三）後
醍醐天皇によって勅願の縁旨と「天長雲樹興聖禪寺」の寺号を賜った。

文政三年（一八二〇）に火災に遭い、僅かに参道と大門を残したが、そ
の後再建され、現在も三光國師の法灯を守っている。寺の歴代住持列次
位（雲樹寺蔵歴代住持位牌銘）によると、

佛心慧燈國師	明白庵
大仙仙和尚	正宗庵
雄峯英和尚	龍淵庵
德海祐和尚	靈通庵
朴堂淳和尚	栖雲庵
玄峯覺和尚	積翠庵
至底和尚	慶雲庵
逆流順和尚	大成庵
普光天和尚	雲龍庵

となつており、二世仏心慧燈國師（古劍智訥）から順番に住持位にあつ
た者の名が記されている。その中に逆流建順がおそらく十世として住し
ていることが明らかであり、「豊鎌善鳴錄」に記載される大成庵という
庵も書かれ、雲樹寺において住持となっていたことが確認できた。

また、江戸時代のものであるが、正徳二年（一七一二）に妙心寺の無
著道忠が記した「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禪寺開山兩朝持賜國濟三光國
師碑銘」⁽¹⁹⁾によれば、孤峰覺明の稟法者として、

曰南禪聖徒明鱗、曰大雄古劍智訥持賜仏心慧燈國師、曰向岳拔隊得
勝唱法於甲州鹽山弘厥緒勅謚慧光大円禪師、曰天忠義山明恩、曰興
禪本空寂、曰建仁南州聖珍撰師之行實、曰國泰慈雲妙意勅賜清泉禪
師復謚慧日聖光國師、曰羅漢玄峰昭覺、曰安心逆流建順、（傍線筆者）

とあり、最後に安心庵の逆流建順が列している。そして興味深いのは、

路奴雲和尚 慈雲庵

石仲玉和尚 同光庵

雌庵雄和尚 臥龍庵

聖徒麟和尚 聯芳庵

芳原牧和尚 雲芳庵

破輪和尚 净照庵

子聖和尚 耕雲庵

向陽座元 向陽軒

雪嶺善瑞大和尚 妙甫玄證西堂

安寂慧弘和尚 光甫玄玖西堂

羅漢玄峰昭覺なる者の存在である。羅漢は羅漢寺を示し、誰が昭覺とすると、これは円龕昭覺のことであろうと考えられる。玄峰昭覺は先の住持列次にも逆流の二代前、八世となつており、積翠庵という塔頭を建てている。このことから、昭覺は当時、道号を玄峰といい、おそらく寂庵上昭の没後、孤峰覚明に師事した可能性が高い。そして、建順とは覚明の元でともに修行した兄弟弟子にあたることから、二人は雲樹寺において旧知であったと考えられる。これにより、建順が豈前にやつてきた経緯は、見ず知らずの昭覺を突然訪れたのではなく、兄弟子として慕つてやつてきたということになる。では、なぜ昭覺と建順の二人は五百羅漢を造立し、羅漢寺を建立したのか。問題は南北朝という時代の潮流と、孤峰覚明をはじめとする法燈派の動きにあると思われる。これまでの考察から臨済宗黄龍派と法燈派の略系図(図1)を参考にあげながら次章に移る。

第三章 孤峰覚明と豊前地方における法燈派の展開

一、孤峰覚明の思想

逆流建順のみならず円龕昭覺も師事したと考えられる孤峰覚明とはどのような人物であろうか。その生涯については詳細な研究があるので、それらを元に重要な点についてあげてみたい⁽²⁾。

孤峰覚明(一一七一~一二六一)は臨済宗法燈派の祖である無本覚心(法燈國師・一二〇七~一二九八)の法嗣で、後醍醐天皇に国濟國師、後村上天皇に三光國師と南朝方の天皇に二度の国師号をあたえられたほど、南朝方から崇敬を受けた僧である。その生涯は弟子である南珍が記した「孤峰和尚行実」⁽²⁾に詳しい。覚明は二十六歳で紀伊由良興國寺

欲渡石橋遙禮山中、設五百盞燒香獻茶、以祈靈應、及供四百餘盞、

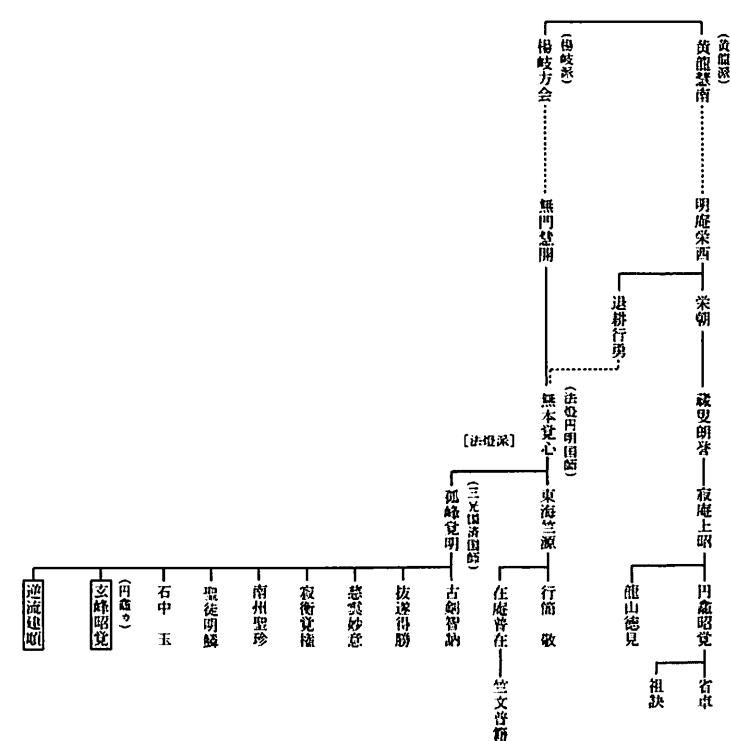


図1 臨済宗黄龍派・法燈派宗派図(玉村竹二「五山禪林宗派図」を一部抜粋改訂)

忽於蓋裏感得瑞花、遂到彼岸、彼山中奇瑞不可勝數矣、

とあり、彼は五百羅漢に焼香した際、瑞花を感じ得するなど、石橋にて多くの奇瑞が現れたという。石橋において羅漢が瑞花を現す奇瑞は、栄西や道元等も経験しているし、多くの天台に登る禅僧が石橋をめざしていが、特にこの覚明の経験は、彼が五百羅漢を信仰としていたことを物語るエピソードであり、その思想に反映している。例えば、雲樹寺には「禪徒常不減半千」つまり参徒が常に五百人を下らなかつたと表現されたり、境内には五百羅漢堂が建てられたりするなど、五百羅漢にちなむ伝承が多く、覚明自身やその法弟が五百羅漢への信仰・思想をもつていたと考えられる。

元より帰朝後、覚明は能登永光寺に曹洞宗の笠山紹璣に参じ、曹洞の宗風を学んでいる。特に法燈派の活動をとらえる上で、この曹洞宗笠山下は無視できない存在のようで、広く研究がなされている。覚明はその後永光寺をあとにし、元亨二年（一二三二）出雲国能美郡宇賀莊にのちの雲樹寺となる草庵を構え、後の法燈派の行末を左右する後醍醐天皇との出会いを待つのである。

さて法燈派孤峰下の中心寺院となつた大雄寺は和泉国高石にかつてあつたようだが、現在は跡形もない。現在の大坂府堺市西区に浜寺という地名がのこり、遺称地であるとされ、伽羅橋や三光橋など、大雄寺や三光国師にまつわる地名が残っている。寺の立地は浜寺の名が示す通り海に近く、寺を中心に門前市場があつたであろうことから、堺の町の原型が大雄寺を中心になつていていたと考えられる。法燈派の寺院の展開をみると、由良興國寺をはじめ雲樹寺、安芸鞆の金宝寺（安芸安國寺）、阿波補陀寺など湊に建立される場合が多く、特に瀬戸内海の要所に設定されている。南朝の瀬戸内ルートの掌握がうかがえよう。また、高石市伽羅橋駅前には「大雄寺旧跡」の碑があり、隣に大雄寺跡から発掘された笠塔婆がある。この笠塔婆に「応安第五曆（一三七二）當寺中興了俊尊師 八月初八日」の銘があり、応安五年という北朝年号から、南朝勢力の衰退にともない、北朝方として了俊という僧が大雄寺を中興したことが明らかである。羅漢寺においても祖訣が高庵芝丘に『豊州羅漢窟記』を依頼し、応安四年の年号を使用していることから、同様に南朝方から

二、南北朝期の臨済宗法燈派
孤峰覚明をはじめとする南北朝期の法燈派の政治的関与、特に南朝方との関係は大きな動きとして注目される⁽²⁾。元弘三年（一三三三）、隱岐に流されていた後醍醐天皇が伯耆の船上山に還幸した際、覚明を招き、衣鉢戒法を授かつた。天皇は覚明に雲樹国清国師の号を特賜し、寺に天長雲樹興聖禪寺の寺額を与えた。これにより、後醍醐天皇との関係は深まり、貞和二年（一二四六）紀伊興國寺に入り、法燈国師に法を嗣

の脱却を意味していると考えられる。このように、南北朝期における南朝政権と法燈派の関わりは南北朝史にとって非常に有意義な研究となるのであろうが、南朝が倒され室町幕府が成立し、南朝方禪宗寺院の中心であった大雄寺は衰退消滅し、今それのすべてを明らかにすることは困難である。しかし、豊前という地方にあって法燈派の系譜をもつてある羅漢寺がこの南北朝期の混沌の中に成立したことは、それを考える糸口になるのかもしれない。次節では、豊前において法燈派の活動がみえる円通寺について考察することで、宇佐宮や豊前地方をとりまく南朝史と羅漢寺の関わりを考えたい。

三、円通寺と法燈派

大分県宇佐市にある円通寺は、寛元元年（一二四三）宇佐大宮司公仲が大檀那となり創建、神子栄尊を請じて開山となし、靈松山円通広利禪



写真2 法燈國師像（円通寺蔵）

寺と号したのが始まりである²⁴⁾。縁起によれば、永仁の頃、第八世月翁和尚の時、紀伊由良興国寺に住んでいた法燈國師を住持に請うたが、高齢のため来れず、その寿像を安置し中興開山としたという。そのことに関して興味深い頂相彫刻が円通寺にのこっている。頭部のみの頂相が二軀残存しており、一方は神子栄尊像、もう一方の建武四年（一三三七）の銘がある像是法燈國師であるという（写真2）。従来、建武銘の像是神子栄尊とされていたが、その後の研究により、法燈國師の頂相であるとみられている²⁵⁾。頭内部に墨書された銘文には「御影像 建立比丘知改 建武四年四月十一日」（像内首部背面）「勸進比丘知改」（頭頂部）とあり、建武四年に比丘知改によって勸進建立されたことがわかる。また、寺には歴代住持を列記した木板があり、開山神子栄尊からの歴代住持が順に刻まれている²⁶⁾。その八世月翁和尚と九世月谷和尚の間に

八幡大菩薩有奇瑞自紀州由良興國寺法燈勸請

開山法燈円明國師

建仁高山慈照

建仁東海竺源

南禪在庵普_□禪師

法燈覺心

淨智默翁祖人

湯雲和尚

興國孤峯覺明

天應 天真 玉山

覺仙道者

大仙

と刻まれており、八幡神の奇瑞によつて興國寺より法燈國師を勧請したことことがわかる。そして法燈國師無本覺心からの法燈派の系譜を記す。このことから、縁起にあるように八世月翁が法燈國師像を安置し、勧請開山としたと考えてよいようである。その時期を縁起には永仁の頃とし

てはいるが、像に残された建武四年の年号と合わないので、縁起の年代は法燈国師の没年（永仁六年（一二九八））に合わたるものと考えている。つまり結論的には、建武四年に円通寺八世月翁（知改？）が、法燈国師の頂相を造立し勧請開山となし、以後法燈派の寺院として系譜が統くと整理されよう。法燈派の系譜となることの証拠として、十世在庵普在・十三世行簡敬・二十二世竺文籍が法燈派東海竺源の法系にみえることが指摘できる⁽²⁾。おそらくその他の住持はそれぞれの弟子にあたるのだろう。ちなみに円通寺が本格的に法燈派の寺院として確立するのは十世在庵普在の時であろうかと思われる。在庵は宇佐公光の時、円通寺の近くに創建された光隆寺の開山に請ぜられている。その年譜では、康永元年（一三四二）東海竺源が建仁寺に住していた時、これに随侍して印可を受け、豊前円通寺に住したといい、光隆寺が創建されるとその開山に迎えられたことが記される⁽²⁾。残念ながら法燈を勧請した八世月翁や九世月谷については他に史料が残されていないが、今のところ法燈派寺院であるという根拠はこの在庵の存在が物語っている。

もう一つ大事な点に真言律宗大樂寺の創建との関係がある。円通寺近隣にある大樂寺は、元弘三年（一三三三）宇佐大宮司公連が西大寺の道密上人を開山に請じて創建した。翌建武元年には後醍醐天皇より綸旨を賜い、勅願寺として公認された。ここに後醍醐天皇の建武政権による宇佐神宮への外護がうかがえるが、先に述べたように法燈派と南朝方の密な関係を含めて考えると、円通寺に法燈派が入り中興している事実は、後醍醐天皇による禅律寺院に対する宗教政策の一環である（西大寺流の展開と法燈派の外護）ととらえることができよう。この頃、宇佐神宮にあっても天皇の外護は必要不可欠であった。延慶二年（一三〇九）に金堂以下を焼失し、元亨元年（一三二一）頃からその復興活動を始めて

おり、その中での大樂寺創建と円通寺中興は経済的な面からみても大きな意味を持つていたと考えられる。

以上のように、南北朝期の豊前、とくに宇佐地方では、後醍醐天皇の外護によって律宗大樂寺や臨濟宗法燈派円通寺が整備され、以後動乱期には南朝方の勢力地となっていく。懷良親王が九州に派遣され征圧以降、時の大宮司宮成公居は南朝方として行動し、親王は宇佐宮に白鞘入剣を奉納するなど、豊前地方は南朝方にとつて重要な拠点であったことは疑いない⁽²⁾。このようなことから、円龜昭覺や逆流建順が孤峰覺明の直弟子としてこの時期に羅漢寺を建立する背景に、この豊前地方への法燈派の展開、南朝方の宇佐宮に対する外護があつたことは踏まえておかなければならぬ問題であり、具体的な史料がないため想定するしかないが、おそらく政治的・軍事的な面からも羅漢寺建立が非常に大きな位置づけをもつものであったと考えられる。

第四章 羅漢寺の構造とその思想

一、羅漢寺の構造

前章までに羅漢寺に関する史料調査及び整理を通して、羅漢寺建立の歴史が明らかになってきた。本章では実際に羅漢寺に残る石仏群などの文化財をみて分析することで、南北朝期の地方禪宗寺院としてどのような思想をもつて建立されたのかを考察していきたい。

羅漢寺が天台山のイメージで建立されたことは一章において簡単に述べたところである。具体的に当時の天台山のとくに石橋の様子をつたえるものに円珍の在唐日記や延久四年（一〇七二）に北宋へ渡り天台山に登った成尋の「参天台五台記」がある。円珍はその日記に石橋の辺を過

ぎるところに羅漢寺があることを伝え、成尋も石橋や滻の壯觀に感動の文を記している⁽³⁰⁾。また、当時の石橋は入唐僧がかならず訪れるメツカであり、羅漢が住むというその聖域では数々の奇瑞があるという⁽³¹⁾。遠く日本の豊前という地方に出現した羅漢寺はこの天台山の石橋の景觀をイメージして建立されたことは先に述べた通りである。羅漢寺の岩壁や岩窟に堂舎が点々と連なる様子はまさに、聖地インドのイメージであり、羅漢寺、天台山をとおして遠く天竺⁽³²⁾を觀想していたのであろうか。

また、対岸の古羅漢は「飛來峯」とよばれているが、これは、羅漢寺の石仏が一夜にして移ったという伝承から付いた名であるとされている。飛來峯は中国杭州靈隱寺に同名の岩山があり、磨崖仏群が刻まれているが、ここは天竺から靈鷲山の一部が飛來したところであるといふ。おそらく羅漢寺の飛來峯もこの杭州飛來峯のイメージで設定された可能性があり、後世今のような伝承が付けられたのではないだろうか。ここでも景觀イメージを忠実にもつた昭覺・建順の思想がうかがえる。

つぎに堂舎や石仏の構造であるが、羅漢寺は昭和十八年に火災に遭い本堂以下諸堂を失つており、その後復興され現在の諸堂が完成している。そこで、宝曆九年（一七五九）の「羅漢寺真景図」⁽³³⁾と明治の「寺院明細牒」に載る諸堂の様子をあげてみる。（表）

ここにあげた堂舎の記載と実際の配置（図2）をみると興味深いことがわかる。配置的に本堂（本尊・仏舍利）から禪堂（阿弥陀如来）→無漏窟（釈迦如来）→普濟樓（地藏菩薩）→弥勒菩薩という順にならんでおり、阿弥陀、釈迦、弥勒という過去・現在・未來の三世仏が配され、釈迦と弥勒の間には衆生を救済する地藏がある。また、十六羅漢（中央に迦葉尊者像）も地藏と同じ位置にあることも興味深い。おそらく釈迦入滅後、五六億七千万年後に弥勒が下生する間は彼らが衆生救済の役を



図2 宝曆九年羅漢寺真景図部分（耶馬溪風物館蔵）

羅漢寺真景図 宝曆九年	豊前国寺院明細帳 明治中頃	寺院明細帳 明治二十三年	現　　況
摩尼殿	本堂	本堂 本尊仏舍利	○ 復興
風臨亭			本堂？
石爛室	庫裡	庫裡	○ 復興
	鶴算樓		所在不明
	靈宮	靈館 本尊旧幕位牌	所在不明
説夢堂	説夢堂		× 宝蔵カ
指月庵	指月庵	指月庵 本尊觀世音	×
萬歳櫻	萬歳櫻		×
鶏足塔			○ 開山塔・歴代住持墓
	衆寮		×
	禪堂	禪堂 本尊阿弥陀如來	×
仙掌巖			所在不明
高原水			○ 滝跡、滝壺
華鯨櫻	鐘堂		○
拈華頂			所在不明
無漏窟	無漏窟	無漏窟 本尊釈迦佛	○ 釈迦三尊、五百羅漢等現存
蟠龍洞			○
香厘閣	山門		○
微妙花			所在不明
普濟樓	普濟樓	普濟樓 本尊地藏菩薩	○ 千体地藏現存
弥勒菩薩			○ 石造弥勒菩薩像現存
石橋			○
西ノ河原			○
三廻塔			○ 国東塔
	鎮守堂		所在不明
金剛闕	二王門		○
逍遙館			×
智剛寺	智剛寺	智剛寺 本尊藥師如來	○ 無縫塔
伏虎巖			所在不明
達磨澗			所在不明
古羅漢			○ 石造觀音菩薩像現存
天人橋			○
飛來峯			○ 国東塔
法岸寺	法岸寺	法岸寺 本尊十一面觀音	○

表 羅漢寺の堂舎

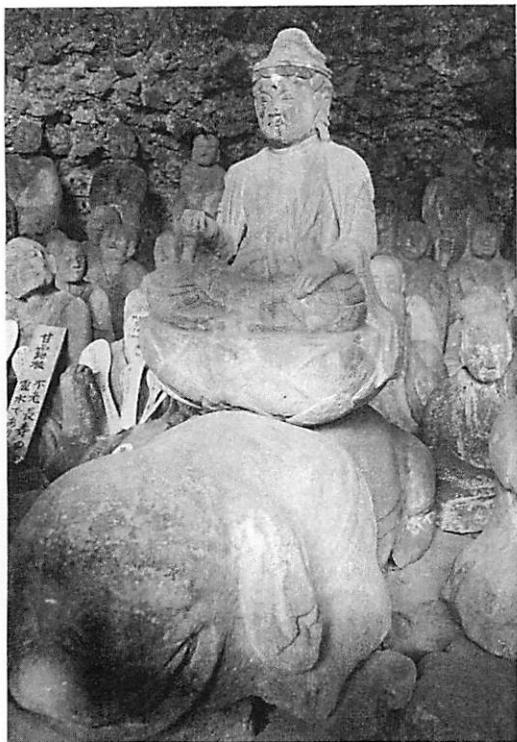


写真4 石造普賢菩薩騎像



写真3 石造积迦如来坐像



写真5 無漏窟石造五百羅漢像

担うという思想が設定されているのであろう。

では実際の石仏を見てみよう。まず羅漢寺主要部である無漏窟であるが、窟の中央上に天然の大きな平石があり、それを天蓋にみたてて釈迦如来坐像（写真3）を安置する。釈迦は右手に蓮華を持ち、拈華微笑の説話を示す拈華の釈迦として表される。拈華微笑とは、釈迦が靈鷲山にて弟子に向かつて黙つて華を拈つたところ、迦葉のみがその意を理解し微笑んだため、禪の法門を伝えたという伝説である。ちなみに、出雲雲樹寺や由良興國寺の仏殿に安置される釈迦像もこの拈華の釈迦であり、無本覺心や孤峰覚明の法燈派寺院が拈華微笑の説話を重要視していた様子がうかがえる。釈迦坐像の脇侍に文殊菩薩・普賢菩薩の騎像（写真4）が安置されている。文殊は獅子、普賢は象に乗った姿であり、釈迦三尊ともに他の羅漢像と比べるとその作りは抜群に丁寧である。釈迦坐像の周囲には十大弟子立像が配置される。それを中心に、様々な表情を浮かべた五百羅漢の坐像・立像（写真5）が窟内に敷き詰められる。その他、灯籠をもつ天燈鬼・龍燈鬼、四天王立像、梵天・帝釈天・竜王と称される道服をまとった石像が五百羅漢の前列に並んである。無漏窟の外にも羅漢像が数体あり、その中に鐘を担いだ羅漢や、樹中座禅する羅漢など、五百羅漢の図像にある特徴をもつた羅漢像がいくつかみられることから、基本的に図像を忠実に再現している可能性が高い。その崖上には韋馱天像が置かれ、禪宗寺院の尊像が石造としてほぼ揃う様子は貴重である。

無漏窟の下の山門の脇には十六羅漢と称する羅漢像群がある。中央に迦葉尊者坐像を置き、周囲に羅漢像を巡らす。数は十六以上あり、五百羅漢内の像が運ばれているのだろうか。その中に觀音應眞の像、つまり羅漢の顔の下から觀音が現れるという宝誌和尚をモチーフにした羅漢像

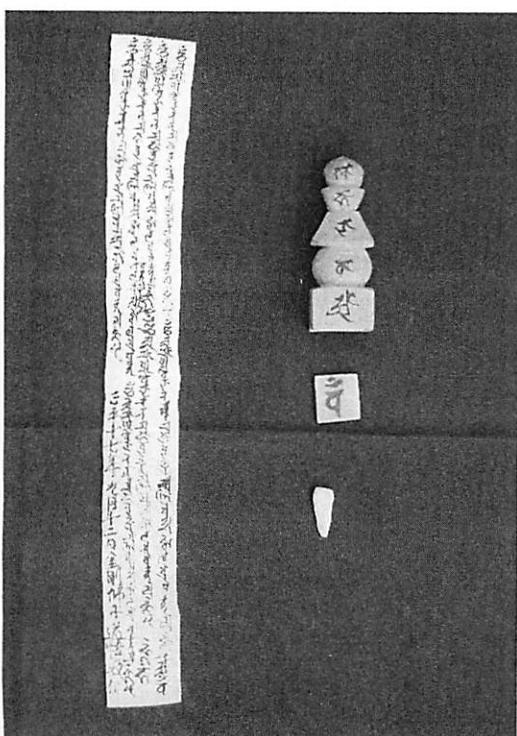


写真7 古羅漢觀音像納入品（正平十七年銘）



写真6 古羅漢石造觀音菩薩坐像

や、崖からせり出した岩に置かれ空中浮遊を表現した羅漢像などがあり、これも図像を元にした彫像の例である。

次に山門の隣には千体地蔵と呼ばれる堂があり、地蔵菩薩坐像を中心

に小型でこけし状の地蔵が敷き詰められている。その前列には道服を身に纏った十王像が揃い、見る者を圧巻する。よく見ると、地蔵の脇侍である掌善・掌惡の二童子や、司命・司令などを代表する十王それぞれの眷属もある。『豊鐘善鳴録』によれば、この千体地蔵は普覺円智禪師といいう人物が造立したと伝えるが³³、この人物について他に史料がなく、実像は不明である。しかしながら、無漏窟に続く石仏群として羅漢寺を代表する文化財であることは確かだろう。千体地蔵の先、石橋へ登る崖上に弥勒菩薩像があるが、独尊であり、大きさも釈迦像や地蔵像とほぼ同じ大きさで、先に述べた通り弥勒下生の思想に基づいた構造となる。



写真8 応安七年銘石造地蔵菩薩坐像

五百羅漢を中心とする石仏群の造立年代は諸説あつて定まらないが、一章に述べた通り、史料による考察から南北朝期のものであることは間違いない。特に無漏窟の石仏は南北朝期の正平十四年から十五年の間に造立され、その様子は『豊州羅漢窟記』にある通りである。そのほか、千体地蔵の主尊地蔵菩薩・十王像や、弥勒菩薩像なども確実な記録はないが、同時期のものであろうと思われる。また、石仏の実年代を示す資料に古羅漢の石造觀音菩薩像（写真6）がある。この像からは左膝から納入物として木製五輪塔に入れられた歯牙と光明真言種子が書かれた紙片が見つかっている（写真7）。紙片には、

正平十七年九月十二日 金剛佛子道悟 敬白

という銘があり、正平十七年（一二三六）にはこの觀音像が造立されたことが明らかである。ほかにも最近「応安七年（一二七四）二月八日 晓愚禪門」という銘の入った石造地蔵菩薩像（写真8）が見つかっているし、同形の地蔵像が参道沿い各所に点在する³⁴。このような発見例は羅漢寺石仏の実年代に迫る資料であり、史料的判断から南北朝期のものとみる見方を後押しする実例である。

二、舍利への信仰

羅漢寺の本尊は仏舍利である。一章に述べた舍利塔に納められているもので、永和二年（一二三七）に羅漢寺にもたらされたものである。「羅漢寺真景図」に本堂は「摩尼殿」と表記されている。摩尼とは珠とか如意の意味で、如意宝珠や摩尼宝珠などと表現されるように、仏舍利が変化した玉をいう。つまり摩尼殿はその名のとおり仏舍利を納める仏殿のことである。羅漢寺は羅漢を主軸とした思想を持つて成立しているので、本尊がその師である釈迦の骨、仏舍利であることは自明であろうが、こ

のように仏舍利自体を本尊とする寺院はほかにあまり例がないだろう。

おわりに

八

舍利への信仰は禪宗や律宗において盛んであり、特に西大寺流の律宗寺院には鎌倉時代以降、舍利塔が多く造立された⁽³⁾。禪宗では師匠の遺骨を塔に納め頂相などに納入する例が多くみられる。大分では豊後高田市円福寺大應國師像の胎内に五輪塔と舍利が確認されている⁽³⁾。また、無縫塔などもそのような舍利信仰から生まれた墓塔形式であると考えられる。

先の古羅漢の観音像に納入された五輪塔も舍利信仰からの発想であると考えられる。納入されていた歯牙はだれのものであるかはわからないが、道悟という人物が供養のための光明真言を一緒に納めているので、道悟に近い人物であろう。しかし道悟自身がわからないのでこれ以上の言及はできない。歯を舍利としてみなす思想は、例えば「石屋禪師塔銘并叙」⁽³⁾に「粘綴牙齒」とか「分牙舍利并念珠」という様にみられ、高僧の歯牙を舍利として墓塔に納めたり、頂相に納入していたと思われる。古羅漢の場合、菩薩像に納めるということで、石仏造立に直接たずさわった人物であると予想されよう。

羅漢寺の構造、石仏の配置や舍利への信仰があつたことなどを踏まえれば、この寺院が当時の禪宗寺院のなかでも特異な事例であることがわかる。その景観イメージは中国天台山石橋であることはこれまで述べたことで理解できようが、その構造自体の思想も天台山にあるのだろうか。円龕昭覚や逆流建順の動向からは彼らが若いころ天台山に渡っているかどうかはわからない。しかし、彼らの師、孤峰覺明の入元は少なからず羅漢寺の建立に思想的に作用していると考えられる。

以上、羅漢寺関係の史料の分析、開山円龕昭覚と逆流建順についての考察、法燈派の豊前地方への展開、羅漢寺の構造と思想という四つのテーマに分けて考察してきた。結論的には羅漢寺の成立は南北朝時代という混亂期にありながら、天台山という修行僧にとっての理想郷の再現を目的とした極めて宗教的要素の強い思想が反映したものであるといえる。

しかし、それは九州地方への南朝勢力の展開にともなって行われた、豊前地方、特に宇佐宮への政治的外護が背景にあつたのである。室町幕府が確立した後も、足利義満や細川頼之などから保護を受け、寺の基盤を安定させており、地方にあつて極めて希有な存在であったことは確かである。これまで、羅漢寺の評価は高いものではなく、その歴史的価値についてはなんら議論されることがなかった。本論文はその歴史解明の第一段階であると考えている。今後、美術的検討をとおして石仏群の年代が定まれば、日本の五百羅漢像では最古の造立例となることは確実であり、禪宗史のなかでも大きな位置づけをもつ寺院となるであろう。

本論文の作成にあたり、羅漢寺太田操氏・雲樹寺醍醐幸司住職・中津市教育委員会文化振興課・本耶馬渓支所教育センターサー・本耶馬渓町文化財調査研究会の皆さんなど多くの方々のご協力を賜りました。また、指導教官である飯沼賢司先生をはじめ、八尋和泉先生・仲嶺真信先生・渡辺文雄先生・早稲田大学肥田路美先生より多大なご教示を得ることができました。深く感謝いたします。

(1) 羅漢寺は本来臨済宗の寺院であったが、天正年間大友氏の焼き討ちにあつたといい、慶長五年(一六〇〇)に大寧寺より鉄村玄策を中興開山とし、

曹洞宗として復興されている。

(2) 主なものに貝原益軒「豊國紀行」や古川古松軒「西遊雜記」がある。

(3) 「本耶馬溪町史」一九八七年
〔4〕「大分県郷土史料集成」一九七三年

(5) 石田茂作著「仏教美術の基本」一九六七年では江戸時代の作とされる。

(6) 「豊鏡善鳴錄」防長史料出版社一九七九年より史料抜粹して掲載する。

「豊鏡善鳴錄」卷一 豊前州羅漢寺円龕禪師

豊前州羅漢寺圓龕禪師、諱昭覺、豊後州田染郷人、俗姓大神、父曰惟將、師甫十四歳發出塵志、抵相之壽福證寂菴昭和尚、鎌髮奉戒參究禪旨徧遊名區、歷應初還故里躋豐前大巖窟、其窟縱横若干丈可容千人、石屏東列石橋前橫、師自圖十六羅漢像奉于窟内名耆闘囉、結菴巖下榜以幻住後改安心即今羅漢寺是也、居、亾何又距巖窟一拘廬舍建智剛寺號睡龍山移錫靜居、延文己亥春、雲樹徒建順偶來見師、師誘頤遊洞窟、順遂入窟棲息、一日語師曰、此窟區實是羅漢棲真之處也、雕刻聖像安于窟中、則永世福田也乎、師繫節曰、吾以力不足蹉跎歲月、子能運神力成吾素願矣、相俱合志四方幹緣遇通響應大小盤陀不輒來集、師與順共長工伎鎗鑿一遇妙相成就、欲加彩飾至心堦地丹腹之類隨鑿湧出、既而釋尊文殊普賢十大弟子二八應真半千尊者及侍衛之者都計七百餘軀、殊儀異貌儼然倚位宛、如衆星圓滿月矣、又窟前穿池、其大如斗、清泉湧沸雨暘莫渝凡興隆事周歲成矣、以庚子冬十月望日慶讚供養、聚一千餘員僧、請聖福月堂禪師爲開道師、是日九州奔瞻嘵密如燐、悉施僧伽、餘周寒丐者、永和丙辰有五男二婦、從長州赤間關來拜石窟探囊奉佛舍利十六顆、衆疑蠶珠不以告師、師一夕夢人告曰、此佛舍利育王

塔中寶物也、師大驚異詢衆知實、躬往赤間物色尋之不得其人、以爲神授感泣頂戴、欲造靈塔以安奉之、不果而寂、實至德元年九月十一日也、師有弟子祖訣省卓、繼住安心、訣恩東福高菴丘公撰羅漢寺記、卓依相國絕海津公製舍利塔銘、

「豊鏡善鳴錄」卷四 豊前州安心庵逆流禪師

豊前州安心庵逆流禪師、諱建順、久侍三光國師于雲之雲樹、親承印莾建大成菴于山中、翼衛積年、延文己亥、萍遊海西抵豐前睡龍山見圓龕、龕話以耆闘囉之勝、因與俱遊窟、師獨似杳然有所追憶者、眷眷不云、入窟卽包宴坐一昔、遂修龕所前據之幻住、改扁安心、從是鄉民崇信給供、師又與龕相謀、鐫刻釋尊及五百應真等石像安之窟内、周歲竣工慶讚會滿詰旦、告龕曰、能事已畢、吾乃行矣、龕懇留不可、留偈曰、出生入死、一往一來、朝遊東土、暮返天台、乃杖笠下山汎溟入元達天台國清寺、未幾而戢化云、贊曰、夫逆公者啻行鳥飛于天地之間、弘贊聖賢淵曠之道之人乎、不然焉觀其石像能事已畢飄然遊于萬里之天台哉、寔其弗耻爲出塵之偉器也、宣乎者幡振古以逆公稱應真也、

「豊鏡善鳴錄」卷四 豊前州羅漢寺省卓禪師

豊前州羅漢寺省卓禪師、摶衣師事耆闘圓龕和尚、親傳法燈、繼踵耆闘、龕臨込託師以舍利靈塔之事、師因上洛聞諸大將軍義滿源公、源公親書羅漢寺額賜之、閩老武州太守高侯喜捨靈塔、高侯夫人施水晶密壺加其鑾飾、師恩相國絕海津公撰其銘、凡龕之創業繼善守成者師之力也、應永丙子州守多多良滿弘大内氏、寄巨鐘于御許山、就師求銘、其銘曰、豐嶺夢醒、吼月鳴霜、久默斯要、假爾宣揚、聞妙而覺、覺寂而常、非常非寂、一陰一陽、曷哉此韻、賴及萬方、師後開集雲寺歸老焉、

(7) 森猛著「豈筑地方における中世の五百羅漢」「別府大学アジア歴史文化研究所報」四号、「本耶馬渓町史」一九八七年など

(8) 飯沼賢司氏の御教示によつて東京大学史料編纂所に贈写本が残されていることがわかり、翻刻には氏が複写したものを使用させていただいた。

(9) 白石虎月編「東福寺誌」一九七九年 思文閣出版

(10) 道端良秀著「羅漢信仰史」一九八三年 大東出版社

(11) 上村觀光編「五山文学全集」一九九二年 思文閣出版

(12) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館「豈後国都甲莊の調査」資料編
一九九二年(13) 海老沢東著「宇佐榮忠と豈後國田染莊」早稲田大学大学院文学研究科紀要
一九九〇年所収(14) 野田秋生著「豈後田染莊における建武内乱前後—田染神主宇佐氏の田染氏への転化をめぐって—」大分県地方史一七・一八・一九・二〇合併号
一九五九年

(15) 海老沢東著「莊園公領制と中世村落」一〇〇〇年 校倉書房

(16) 「永弘文書」文龜二年木工助・兵部丞・中務丞連署奉書案
〔17〕「群馬県史」通史編3中世 一九八九年

(18) 玉村竹二著「五山禪僧伝記集成」二〇〇三年 思文閣出版

(19) 雲樹寺藏。明治四十四年に住持一溪曹滴によつて編纂された史料集に収録されてゐるものから抜粹。

(20) 佐藤秀孝著「孤峰覺明と古劍智訥—臨濟宗法燈派と曹洞宗笠山下の交渉を踏まえて—」駒沢大学仏教学部論集二十六号 一九九五年
〔21〕「続群書類從第九輯下」(22) 村田正志著「南北朝史論」(村田正志著作集第一巻)一九八三年思文閣出版
〔23〕前掲玉村氏著書

(24) 「続群書類從第九輯上」「肥前國勅賜水上山興聖万寿寺開山勅特賜神子禪師

榮尊大和尚年譜」

(25) 「宇佐市史」下巻一九七九年の八尋和泉氏の見解では円通寺にある二つの頂相のうち、建武四年銘の像が神子榮尊像であるとされるが、本論文作成にあたり八尋氏に、その後の調査で二躯の尊名は逆であることを御教示いたいた。渡辺文雄著「宇佐・國東における臨濟宗の発展と造仏」「大分

県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要7」一九九二年においても八尋氏の指摘によつて正されている。

(26) 木版については八尋和泉氏から御教示いたいた。氏手拓による拓本より翻刻。

(27) 玉村竹二著「五山禪林宗派図」一九八五年 思文閣出版

(28) 「新群書類從第九輯下」「広慈禪師在庵大和尚行業」

(29) 「宇佐市史」中巻 一九七七年

(30) 斎藤忠著「中國天台山諸寺院の研究—日本僧侶の足跡を訪ねて—」
一九九八年 第一書房

(31) 前掲道端氏著書

(32) 耶馬渓風物誌藏

(33) 普覺円智という人物は住吉明神の應化とされ、實在していたかはわからぬ。しかしながら、千体地蔵中央の地蔵菩薩坐像や十王像は五百羅漢その他南北朝期のものと比べても時代的差異はみられず、ほぼ同時期のものと考えている。それは應安七年銘の地蔵菩薩像より精巧に作られていることからも指摘でき、可能性とすれば、昭覺や建順の次代である祖映・省卓あたりが造立時期ではないだろうか。

『豊鐘善鳴録』卷四 豊前州羅漢寺普覺禪師

豊前州羅漢寺普覺禪師、諱圓智不記姓許世謂住吉明神之應化也。嘗居者幡
務修其廢、新刻石像地藏大士千軀安之石橋東竈、慕逆流禪師刻石應真之事也。

(34) 二〇〇九年本耶馬渓町文化財調査研究会の調査でこの石仏は発見された。

これらの成果を元に耶馬渓風物館において企画展「羅漢寺と耶馬渓展」を行つた。

(35) 奈良国立博物館平成十三年度「仏舍利と宝珠」展図録

(36) 渡辺文雄著「豊後高田・円福寺大應國師像をめぐって」『大分県立宇佐風

土記の丘歴史民俗資料館研究紀要6』一九八九年

(37) 『続群書類從第九輯上』八尋和泉氏の御教示による。

鎌倉幕府裁判における「濫訴」に関する一試論

山本 弘

一 はじめに

〔吾妻鏡〕貞永元年五月十四日条には、北条泰時による御成敗式目の制定について、以下のような記述がある⁽¹⁾。

五月小。十四日甲午。武州專政道給之余。試御成敗式条之由。日来内内有沙汰。今日已令始之給云云。偏所被仰合玄蕃允康連也。法橋円全執筆。是関東諸人訴論事。兼日被定法不幾之間。於時緯亘兩段。儀不一揆。依之固其法。為斷濫訴之所起也。

この記事から、御成敗式目制定にあたり、「濫訴を断つ」ことを目的の一つとしていたことがうかがえる。

御成敗式目の制定時、泰時が念頭においていたのは、夙に指摘されているように、律令法に不案内の御家人の保護であるとか、朝廷に対する幕府の立場の表明⁽²⁾という目的であつたことは言うまでもない。さらに、あらためて考へるまでもなく幕府裁判における「濫訴」を抑止するという目的を有していたといえよう。この記事はまた、鎌倉期において、「濫訴」とそうでない訴えがあり、「濫訴」は断つべきものと認識されていたと想起させる。

それでは、鎌倉期において「濫訴」とされていたのは、どのような訴

えであり、さらに幕府は「濫訴」をどのようにして断つとしていたのであろうか。

本稿では、まず鎌倉期において「濫訴」という言葉が示す訴訟の内容について概観し、当該期における「濫訴」がどのような訴えであったのか、大まかな予測をたてたい。次に、「濫訴」に関連する法規定を整理し、立法の時点において幕府が濫訴をどのように排除しようと企図していたのかについて検討を加える。そして、最後に「濫訴」に関する法規定が実際にどのように運用されていたのかについて考察を加えたい。

二 鎌倉幕府裁判による「濫訴」判断

(一) 鎌倉幕府裁許状における「濫訴」判断の検討

まず、「濫訴」を考える手始めの作業として、鎌倉幕府裁許状において、裁判担当者が「濫訴」という言葉を用いて、当該訴訟について何らかの判断・判決を行つて代表的な事例を検討していきたい。幕府裁判の担当者は、どのような訴えをもつて「濫訴」としていたのであろうか。この作業を通して、当該期における「濫訴」という言葉の包摂していた訴訟制度上の意味内容につき、大まかな見当をつけていきたい。

肥前國御家人通廣「益田六郎子息」与山代三郎固後家尼相論改嫁事、

右、対決之處、両方申詞子細雖多、所詮、通廣則以泉女弁済使妻福。

大宮司末時・藤大夫家一「次字有憚」・治部房長有・源三廣・有田三郎究等爲証人、固後家尼改嫁之由訴之、後家尼亦此条今始非申出

之儀、先度同訴申之間、委經御沙汰、尼蒙御下知畢、其上者不及御信用之旨陳之、爰被尋問通廣注申證等之處、治部房長有之申状、聊

雖似有子細、前後之詞涉兩段之上、自余證申状皆以無指証拠、就中被問當國御家人等之間、進覽連署起謂文二通歟、其内如寛元元年四

月廿九日状者、九人知署判、而峯三郎入道・同源藤二持・同弥次郎

勝・左近將監並已上四人者、以御厨目代吉弘之説、難承及之、不知

一定云々、執行廻・志佐六郎貞・志岐宮司家安・相神浦三郎家一「忠

字有憚」・小佐々太郎重高已上五人者、令風聞之由雖承之、實正不知誰人之説云々、如同五月十一日状者、五人加署判歟、其内波多源

二郎入道・石志々次郎潔二人者、下人等中雖令申沙汰之、實正不知誰人之説云々、佐志源二郎仰・値賀余三健・吉富右近太郎資業三人者、程遠之間、不知及云々者、通廣就注申、數輩之証人面々雖被尋問、

爲一人証拠不詳之間、非沙汰之限、早可令停止通廣濫訴之狀、依仰下知如件、

寛元二年四月廿三日

武藏守平朝臣（花押）
（北条義時）

相模守平朝臣（花押）
（赤崎守時）
修理權大夫平朝臣
（大井義時）

嘉曆二年八月十五日

が示されている。そして、「証拠不詳之間」として、通廣の訴えを取り上げないこととした。すなわち、幕府ははつきりとした証拠もなく訴えてきた通廣に対し、「濫訴」であると判断している。

〔史料2〕 関東裁許状（海老名丈文書）⁽⁴⁾

海老名太郎（興）忠国法師「法名宗心」與加賀國興・浅野両保雜掌信智等相論下地以下事、

右、如六波羅執進訴陳狀具書等者、枝葉雖多、所詮、（中略）者、⁽⁵⁾彼両保為中分地之條、仁治下知并分帳・建長下知状分明之處、不折中之

由及奸訴之條、甚奸謀也、然則、於件二箇保者、被棄留宗心濫訴、

住（任）仁治下知状并分帳、知行不可有相違、（中略）次道性妻與

宗心為從父兄弟之由、雜掌雖申之、彼状守護人不執進、將又不被尋

道性之間、不足乃傷証跡、仍縁者有無不及糺明者、⁽⁶⁾追捕・刃傷事、

無指証拠之間、所被棄捐宗心濫訴也、⁽⁷⁾次宗心奸訴科事、謀訴之

趣委細見状状（衍力）右、仍雖可被罪科、就他事構謀書之間、所被

罪也、仍不及沙汰者、依錄倉殿仰、下知如件、

〔史料1〕は、山代三郎固の後家尼が改嫁しているか否かという論点について、「中分地」であることは書証によつて明らかであるのに、「不折中」であることを申し立てている宗心の訴えは「奸訴」であり「奸謀」である、と幕府は判断している。そして、宗心のこのような訴えを「濫訴」と判断し、訴訟を捨て置くこととしたのである。また、本史料によつ

て「奸訴」ということばが「濫訴」と同義で使われていたことも確認できる。さらに、「史料2」傍線部（b）では、「無指証拠」すなわち、これといった証拠がないことをもつて訴えてきた宗心に対して濫訴と判断している。「史料1」や「史料2」から、主張の論拠について不確かな訴えを濫訴とよび、また、論拠に対する明確な反証があるにもかかわらず、訴え出てきたことについても濫訴と判断していることがわかる。⁽⁵⁾

〔史料3〕関東裁許状（松浦山代文書）⁽⁶⁾

可早停止源氏「山城三郎固女子」濫訴任固讓状後家尼一期知行後

令源廣「固猶子」伝領所領事、

右、対決之處、両方申状枝葉雖多、所證、源氏所進十二月七日「付貞永元年」・十月八日・同十三日「付同二年」・十一月五日「付嘉禎二年」・固状四通内、於三通者他事也、至一通者、雖載子細、分与所領之由無所見歟、如後家所進「夫固安貞三年正月廿五日讓状者、固自筆也、縱雖載所領之字、讓状与消息可有用捨歟、但後家改嫁之由、源氏依訴申、直召決之處、問答之詞參差之間、可否起謂文之旨、依被仰下、爲無実之旨、後家所嘗進也、然則、停止源氏濫訴、任固讓状、後家尼一期知行之後、可令廣相伝之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

延応元年五月廿五日

前武藏守平（花押）

修理権大夫平（花押）

以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安十年十二月十日

前武藏守平朝臣（花押）

〔史料3〕では、原告が提出してきた書状と被告が提出した讓状の証拠能力について、「讓状と消息と用捨有るべきか」として、讓状の優位を認定している。証拠が有する証明力の優劣に基づき、証明力の低い書

状をもつて論拠とした原告の訴えに対し濫訴と認定しているのである。⁽⁷⁾ 次に、幕府が「濫訴」と認定しているなかには、幕府法の規定に抵触する訴えも含まれているので、以下で概観したい。

〔史料4〕関東裁許状（東寺文書　樂一至八）⁽⁸⁾

東寺領丹波国大山庄雜掌与地頭中沢三郎左衛門尉基員・同六郎宣基・七郎基村等相論条々、

一、請所事、

（中略）爰如基員所進六波羅仁治二年五月廿九日下知状者、東寺領丹波国大山庄事、長者僧正御房御教書案「副具書」遣之、如状者、地頭非法事、依関東御教書、擬遂対決之処、為地頭請所、任久安六年定案目録、無懈怠可令勤仕年貢以下寺役之由、令請申之間、止其節畢云々、和与之儀尤公平歟、且任請文之旨、両方無違亂可令致其沙汰云々者、仁治下知以後爲謂所經年序畢、彼成敗難被改替之間、可令停止雜掌濫訴焉、

（中略）

以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安十年十二月十日

前武藏守平朝臣（花押）

〔史料4〕で引用されている、仁治二年（一二四一年）発給の六波羅下知状には、地頭請所として和与が成立したとの記載がある。弘安十年（一二八七年）に示された、本相論に対する幕府の判断は、仁治の下

知以降、地頭請所として年序を経てることを理由に論人地頭の請所であることを変更できないとしている。すなわち、幕府は、「廿年年紀法」を規定した御成敗式目八条⁽¹⁰⁾に抵触する雜掌の訴えを、「溢訴」と判断したのである。

〔史料5〕関東裁許状（山内首藤文書）⁽¹¹⁾

山内右近将監俊一「家字有憚」与舍弟兵衛三郎時通・四郎清俊・藤原氏相論条々、

一、備後国地尾庄内四ヶ所「本郷・河北郷・伊予東村・江木門田」事、右、如訴陳狀者、子細雖多、所詮、就承久御下知・貞応御教書、難号深念（宗俊）「俊一等父」別給歟、但、以後一所進祖父西妙（重俊）「深念父」書状、難破西妙譲深念同潤正月状歎、次深念同十一月十二日、西妙仁治三年譲状事、為謀書之由、時通等所申非無其謂歎、然則、於本郷并河北・伊与東村・江木門田等者、停止俊一溢訴、任深念建長譲状并正嘉御下文、各知行不可有相違、次俊一謀書事、任被定置之旨、可被行其科、（中略）

以前條々、依仰下知如件、

文永四年十月廿七日

相模守平朝臣（花押）
左京權大夫平朝臣（花押）

〔史料5〕では、訴人俊家の主張が謀書を用いたものであったと認定され、論人側勝訴の判決が言い渡されている。加えて訴人俊家には御成敗式目一五条⁽¹²⁾規定の「謀書の罪科」に処せられることとなっている。ここで、幕府が「溢訴」と判断しているのは、「謀書」を用いた訴えの

ことである。

〔史料6〕関東裁許状（留守文書）⁽¹³⁾

毛利左近藏人親忠・女子大江氏与留守左衛門次郎家明代資有相論陸奥国宮城郡岩切村事、

右、当村者、留守左衛門尉家政法師「法名淨妙」所領也、讓与妻尼真妙之間、真妙又永仁二年四月十日讓与孫女大江氏之時、淨妙加暑判畢、任彼状、同三年六月十二日大江氏所給安堵御下文也、而家明押領之条、無謂之由、大江氏申之處、淨妙以彼村雖讓与大江氏、於事依無芳心、悔返之、正安二年五月廿一日讓与家明畢、大江氏帶先判状、争加及訴訟哉之旨、資有陳之、仍訴陳所及三問答也、家明所得後判讓状為謀書之由、依大江氏申、欲究真偽之處、大江氏無音之間、嘉元三年八月十七日雖遣召文、依不參上、同十月廿六日、同四年六月二日、同八月廿三日、仰神鄉惣人範能催促之處、如範能執進大江氏嘉元三年十一月十八日・同四年九月十七日謂文等者、可進代官之由、雖載之、不參上之間、欲有其沙汰處、去年四月并十月、或被止召文、或被閣御沙汰之間、今年四月五日重仰範能、就令催促、如範能執進大江氏去五月廿九日請文者、進代官可明申云々、雖然于今不參、難遁違背之咎歎、且当村者淨妙讓与妻尼真妙畢、不可悔返之由、書与誠（「誠」力）状之上、讓与妻女之所領、不能悔返之旨、大江氏雖申之、真妙者先立于淨妙死去畢、非離別妻間、所讓与之所領、宜任淨妙素意歎、加之、大江氏所進讓状者、淨妙加判形之上、就淨妙申状、被成下安堵御下文畢、而称得真妙之讓、可被棄捐淨妙後判之由、大江氏所申無其謂、隨家明所得正安二年五月廿一日讓状、為謀書之由、大江氏雖載訴状、不可指難之上、為決真偽、度々仰使者、

雖遣召文、令違背之條、無理之所致歟、然則、於当村者、停止大江氏之濫訴、任淨妙讒狀、家明領知不可有相違、次大江氏為実告謀書咎事、任被定置之旨、可有其沙汰者、依鎌倉殿仰、下知如件、

徳治二年十一月廿七日

(大佛京五)
陸奥守平朝臣（花押）
(北条時頃)
相模守平朝臣（花押）

保二年讓状者、為先判之上、不帶御下文歟、蓮仏所進安貞二年八月
賴景讓于蓮仏并宗頼之状者、為後判之上、同年十二月安堵御下文明
鏡也、彼四箇村宗頼若於讓得者、何不書入安貞讓状哉之旨、蓮仏所
申有其謂歎、早停止頼重之濫訴、蓮仏可令領掌件四箇村也矣、

（中略）

以前五箇条、依鎌倉殿仰、下知如件、
寛元元年十二月廿三日

(北条時頃)
武藏守平朝臣（花押）

「史料7」では、証拠としての讓状の優先順位について、前判の讓状よりも、後判の讓状の方が優先されることを規定した御成敗式目二六条(四)に基づき、先判の讓状を論拠とした訴人の訴えを濫訴と認定している。

〔史料6〕では、訴人大江氏が「論人家明が所持している後判の譲状は謀書である」と訴状において主張している。しかし、決定的な論拠はなく、また事の真偽をただそうと召文を遣わしたにもかかわらず、出頭して論及しないことから、訴人大江氏の主張を「無理之所致」と幕府は判断した。そして、大江氏は敗訴し、家明が勝訴したのである。さらに、幕府は大江氏を「以實書号謀書咎」すなわち、御成敗式目一五条後段のいわゆる「謀略の咎」によって大江氏を処罰している。本史料において、幕府が「濫訴」と判断したのは、大江氏による「謀略の咎」による訴えであった。〔史料5〕および〔史料6〕からは、謀書・謀略の罪科を規定した式目一五条に反する訴えを「濫訴」と認定していたことがわかるのである。

(二) 「濫訴」概念の指定

以上、幕府の裁判担当者が濫訴と判断していた代表的事例を検討してきた。これらの検討をもって、鎌倉幕府の訴訟制度上における「濫訴」という概念規定を行うことははなはだ困難であるが、ここでは、当時の幕府裁判担当者が判断していた「濫訴」をひろく、「証拠や主張に確たる根拠がないと判断された訴訟」と指定しておく。そして、このように

（中略）
一、多良木内古多良・竹脇・伊久佐上・東光寺以上四箇村事、
右、如頼重申者、件四箇村并田地四十町者、去建保二年頼景以自筆
譲与宗頼之處、先于父令死去畢、仍頼景一期之後者、頼重可伝領之
たい。

〔史料7〕 関東裁許状（相良家文書）¹³⁾

相良三郎兵衛尉頼重与同伯父三郎長頼法師「法名蓮仏」相論條々、

（中略）

一、多良木内古多良・竹脇・伊久佐上・東光寺以上四箇村事、
右、如頼重申者、件四箇村并田地四十町者、去建保二年頼景以自筆
譲与宗頼之處、先于父令死去畢、仍頼景一期之後者、頼重可伝領之
たい。

これらに、こうした「濫訴」と判断された事例の中には、幕府法上の明文規定を根拠として「濫訴」と判断されている訴訟も存在していた。すなわち、指定した「濫訴」の中には、「謀書謀略による訴訟」や「甘年年紀法に反する訴訟」などが含まれていたことにも留意しておきたい。以下では、「濫訴」すなわち「証拠・主張に確たる根拠がないと判断された訴訟」について、幕府法を幅広く検討し、幕府が立法時点で想定していた「濫訴」の具体的な内容について検討していきたい。

三 鎌倉幕府による「濫訴」対策立法

ここでは、前章で措定した「濫訴」に関する法規定、および「濫訴」と判断する論拠とされていた法規定について、幕府法を概観していく。濫訴という言葉そのものに限定せず、前章で措定した「濫訴」という概念に含まれるであろう「証拠不詳」の訴訟や「奸訴」として表出している事例もふくめ、幅広く検討してみたい。⁽¹⁵⁾

(一) 鎌倉幕府法における「瀧訴」抑撫

はじめに、幕府は立法において、どのような「濫訴」を排除しようとしていたのであるうか。ここでは、「濫訴」の具体的な内容を詳しくみていくために考察を加える。さらに、次節で検討することになる立法時点で意図されていた「濫訴」に対する制裁手段についても視野に入れながら各史料に触れていきたい。

〔史料8〕御成敗式目 第七条₍₁₆₎

一、右大將家以後代々將軍並二位殿御時所充給所領等、依本主訴訟被改補否事、

右或募勲功之賞、或依官仕之勞持領之事、非無由緒、而称先祖之本領於蒙御裁許者、一人縱雖開喜悅之眉、傍鑿定難成安堵之思歟、濫訴之輩可被停止、但當給人有罪科之時、本主守其次企訴訟事、不能禁制歟、次代々御成敗畢後擬申乱事、依無其理被棄置之輩、歷歲月之後企訴訟之條、存知之旨罪科不輕、自今以後不顧代々成敗、懶致面々濫訴者、須以不實之子細被督載所帶証文、

〔史料8〕御成敗式目七条では、不易法に反する訴えを「濫訴」とみなしている。不易法に反する「濫訴」の根拠として提出された証拠書類には、幕府によつて証拠能力否定の文言を書き加える旨の規定がなされている(17)。

〔史料9〕御成敗式目 第八条

雖帶御下文不令知行、經年序所領事
右當知行之後過廿ヶ年者、任大將家之例、不論理非不能改替、而
申知行之由、掠給御下文之輩、雖帶彼狀不及敍用、

前章の〔史料4〕の検討において論じたように、幕府は〔史料9〕御成敗式目八条において規定している廿年年紀法に反する訴えを「濫訴」と判断していたようである。そして、廿年年紀法に反する「濫訴」をおこなつた者にたいする措置として特段の罰則は用意されておらず、現在の知行者の知行を変更しない旨、規定されている。廿年年紀法に反する「濫訴」をおこなつた者は敗訴するのみであり、特段の制裁を科される

ことはなかつたといえよう。

〔史料10〕御成敗式目 第一五条

一 謀書罪科之事、
右於侍者可被沒收所領、無所帶者可處遠流也、凡下輩者、可被掠火印於其面也、執筆之者、又與同罪、次以論人所帶之証文為謀書之由、多以稱之、披見之処若為謀書者、尤任先条可有其科、又無文書紳繆者、仰謀略之輩、可被付神社仏事之修理、但至無力之輩者、可被迫放其身也、

前章で取りあげた〔史料5〕・〔史料6〕から明らかなように、〔史料10〕御成敗式目二五条に反する訴えも「濫訴」と判断されていた。本条では、謀書による「濫訴」をおこなつた者について、侍身分に対しては所領没収、所領がなければ遠流に処することが、また、凡下身分である一般庶民については、顔に火印を捺す旨規定されている。また後段にあるように、実書をもつて謀書と主張するいわゆる「謀略の咎」については、神社仏寺の修理が科されることとなつていたのである。

〔史料11〕御成敗式目 第二六条

一 讓所領於子息、給安堵御下文後、悔還其領、讓与他子息事、
右、可任父母意之由、具以載先条畢、仍就先判之讓、雖給安堵御下文、其親悔還之、於讓他子者、任後判之讓可有御成敗、

前章の〔史料7〕を検討する際に論じたように、幕府裁判担当者は、〔史料11〕御成敗式目二六条に反する訴訟も「濫訴」と認定していた。本条

では、譲状の効力として、後判が先判に優ることのみを規定し、罰則についての規定はない。

〔史料12〕御成敗式目 第二八条

一 構虛言致譲訴事、
右和面巧言掠君損人之屬、文籍所載、其罪甚重、為世為人不可不誠、為望所領企譲訴者、以譲者所領、可充給他人、無所帶者可處遠流、為塞官途構譏言者、永不可召仕彼譏人、

〔史料12〕御成敗式目二八条では、所領入手を目的とし虚言によって他人を「譲訴」した場合は所領没収、所領がなければ遠流に処される。また、他人の任官・昇進を妨害するために、虚言によつて他人を譲訴した場合は、永く召し使わぬ旨、規定されている。なお、「譲訴」については、根拠のない訴えであるという点において、「濫訴」の一類型に分類できると考へるが、一方でその目的として意図的に他人を貶める意味合いを含むため、たんなる濫訴と比して悪質性が高いといえよう。⁽¹⁵⁾

〔史料13〕御成敗式目 第三一条

一 依無道理不蒙御成敗輩、為奉行人偏頗由訴申事、
右依無其理不蒙御成敗之輩、為奉行人偏頗之由構申之条、甚以濫吹也、自今以後、構不實企譲訴者、可被收公所領三分一、無所帶者可被追却、若又奉行人有其誤者永不可召仕、

〔史料13〕御成敗式目三一条では、敗訴した者が、敗訴は奉行人にえ

こひいきがあつたためだと、不実の主張によつて訴え出でてくることを「謫訴」と判断している。こうした訴えに対しても、所領の3分の1を没収、所領がなければ追却する旨、規定されている。

〔史料14〕御成敗式目 第三六条

一 改旧境、致相論事

右或越往昔之堺、構新儀案妨之、或掠近年之例、捧古文書論之、雖不預裁許無指損之故、猛惡之聳動企謀訴、成敗之處非無其煩、自今以後遭審檢使糾明本跡、為非拋訴訟者、相計越界成論分限、割分訴人領地之内、可被付論人之方也、

〔史料14〕御成敗式目三六条は、非拋の主張による堺相論であつた場合、すなわち堺相論が「謫訴」によつて提起された場合の規定である。非拋の主張とは、根拠のない訴えのことであり、その点で「謫訴」と同様の訴訟のことであるといえよう。この場合、謫訴を行つたものに対しても、堺を越えて不当に主張していた面積と同等の所領を、自己の所領から相手方に引き渡すという制裁措置が用意されている。

〔史料15〕御成敗式目 第四三条

一 称當知行掠給他人所領、貪取所出物事

右櫛無寔掠領事、式条所推難脱罪科、仍於押領物者早可令糾返、至所領者可被沒收也、無所帶者可被處遠流、次以當知行所領、無指次申給安堵御下文事、若以其次始致私曲歟、自今以後可被停止也、

駿河守殿
馬部助殿

〔史料15〕御成敗式目四三条は、當知行しているとの虚偽主張によつて

所領をだまし取り所出物を押領している場合の規定である。本条は「構無実」、すなわち根拠事実のない虚偽の主張による訴えであり「謫訴」ととらえることができる。このような「謫訴」を行つた場合、押領物は糾返し虚偽の主張を行つた者の元々の所領は没収、所領がなければ遠流に処す旨、規定されている。⁽¹⁹⁾

〔史料16〕御成敗式目 第五一条

一 带問状御教書、致狼藉事

右就訴狀被下問狀者定例也、而以問狀致狼藉事、姦濫之企難遁罪科、所申若為顯然之僻事者、給問狀事一切可被停止也、

〔史料16〕御成敗式目五一一条の主たる眼目は問狀狼藉についての規定である。本条を「謫訴」の觀點から検討してみると、訴狀の内容が明らかな僻事であつた場合、すなわち「謫訴」であつた場合、そもそも問狀を発給しないことが規定されている。

〔史料17〕鎌倉幕府追加法 七六条

一 所職所帶并境相論之事、源底尋極日、一方之矯飭露見者也、然沙汰之間、有其煩歎、然ハ、所申若為非拋者、可被召所領、又無所領者、可被行罪科之旨、兩方之謂文取後、可被糾明也、於掠訴聳者、謂文所難渋也、存此等之趣、可令致沙汰給之狀、依仰執達如件、文曆二年七月廿一日

武藏守 在御判
相模守 在御判

〔史料17〕鎌倉幕府追加法七六条では、所職・所帶や堺相論について非拠の主張であれば、すなわち「濫訴」であれば、所領没収となつても構わない旨、請文を徴収することを規定している。非拠の所職・所帶・堺相論には、所領没収、所領がなければ罪科という制裁を用意していたのである。

〔史料18〕鎌倉幕府追加法 八七条

一 諸国庄公預所地頭相論之時、糾定兩方之處、於地頭非法者、被処罪科、至預所定使者、雖有非拠、不及別沙汰之間、依無所恐、國々所務噉々之間、異論運々不絶歟、然者為絶向後濫訴、預所定使等有非法之時者、可被改易彼職之旨、兼可被仰下之由、可被言上二條中納言家之狀、依仰執達如件、

文暦二年七月廿三日

武威守 判
相模守 判

駿河守殿
掃部助殿

〔史料18〕鎌倉幕府追加法八七条は、預所定使等による非拠の訴え（濫訴）があつた場合についての規定である。今後の「濫訴」廃絶のため、濫訴を行つた預所定使について所職を改易するよう本所・国司に申し入れることが記されている。

〔史料19〕鎌倉幕府追加法 一六八条

一 諸人訴訟対決時、進懸物状事 仁治一 八 廿八評
右、甲乙之輩、訴訟之時、遂対問之處、或不預裁許之族、為散鑑

憤、称懸物押誓書、或所申為非拠者、以論人之所領、可充給敵人之由、相互載其状之間、各住貪欲之心、弥好喧嘩之論歎、自今以後、進懸物状之時、於致濫訴者、早以所載懸物状之所領、可充給他人之旨、可令書載也、

〔史料19〕鎌倉幕府追加法一六八条では、自己の主張の正しさを示す

ために懸物状を提出した際、結果的に非拠であつたと判断された場合は所領没収となつても構わない旨、請文を出させることが定められている。懸物押誓書の記載内容が非拠（濫訴）であると判断された場合、所領没収という制裁が科されたのである。

〔史料20〕『吾妻鏡』 建長二年九月一八日条⁽²⁾

建長二年九月十八日辛巳、（中略）今日、雜人訴訟事、被糾決之時、為僻事者、以十貫可被充橋用途之由、兼召置請文、可有沙汰之由、被定云々、

〔史料20〕では、雜人訴訟において僻事の主張（濫訴）を行つた場合には、一〇貫を徴収され橋用途にあてられてもかまわない旨、あらかじめ請文を徴収することになつていたことがわかる。雜人訴訟において、僻事の主張（濫訴）をすれば、橋用途として10貫が徴収されていたのである。

〔史料21〕鎌倉幕府追加法 五四八条

一條々 「十一ヶ條新御式目 弘安七 八 十七」
近日多以有其聞、頭人糾明之可申沙汰、漏脱之條無所遁者、以其

(以下略)

〔史料21〕鎌倉幕府追加法五四八条では、裁許が下される以前に審議内容が外部、とりわけ当事者に対して漏洩しているという旨、虚偽の主張を行えば、「不実の咎」に処すことが規定されている⁽²¹⁾。

〔史料22〕鎌倉幕府追加法 六四一条⁽²²⁾

一 諸人訴訟問状事

訴状為非拠者、不可賦之由、可被仰問注所歟、尋明可成御教書之旨、可被仰五方引付奉行人歟、

〔史料22〕鎌倉幕府追加法六四一条は、「訴状の内容が非拠であれば、問注所の所務賦において「賦」はせずに訴えを門前払いするべきか、それとも、いつたん受理して引付奉行人において訴状の内容を審査して問状御教書を発給すべきか否かを決定すべきであろうか」という担当奉行人が残した諮問のメモである。本史料からは、幕府のなかで、非拠の訴訟についてはそもそも「賦」で受け付けないと検討していたことがわかる。

〔史料23〕鎌倉幕府追加法 六九九条

一 構不実致濫訴輩事、

右、詐偽罪名不輕之処、近年致濫惡之輩、動企謀訴、為世為人、不可不誠、然則訴訟之趣甚奸曲者、可被沒收所領、無所帶者、可処流刑、至郎從以下者、可召禁其身、但隨事之体、可有輕重歟、

〔史料23〕鎌倉幕府追加法六九九条では、詐欺などの悪質な不実の訴え（濫訴）を成した場合、所領没収、所領がなければ流刑に処す旨、定められている。

以上、鎌倉幕府が立法時点で想定していた濫訴及びその対応について検討した結果、様々な「濫訴」行為が規定されていた。ここに一覧表を掲げておく。

表A 鎌倉幕府法における濫訴抑制⁽²³⁾

制定時期	条文	「濫訴」行為	制裁内容	関連規定	区分
貞永元年 (三三三二)	式目七条 〔史料8〕	不易法に反する訴え	須以不実之子細 被書載所帶証文 (提出証拠書類 に証拠能力否定 の文言を書き加 える)	212、 322、 446、 619、 26、 27、 28、 29	鎌追
貞永元年 (三三三二)	式目八条 〔史料9〕	廿年年紀法に 反する訴え	行者の知行に変 更無し) = 濫訴 者は敗訴	「吾妻鏡」 延應元/02/30、 鎌追92、95、 〔史料30〕 31、95、 〔史料32〕	
貞永元年 (三三三二)	式目五条 〔史料10〕	謀書	不能改替 (当知 (または遠流) 凡下火印		
貞永元年 (三三三二)	〔史料11〕	謀略 (美書を 謀書と主張) (譲状の効力)	待・所領没収 (または追放) 神社仏寺の修理 (後判譲状の優位)		
規定				C	區制 分段
—	B	A	D		

鎌倉幕府裁判における「辯訴」に関する一試論（山本）

○九／(八)	建長二年 (二五〇) 〔史料20〕	〔吾妻鏡 建長二年 九月八日条〕	〔史料19〕	条 錄追一六八	〔史料18〕	録追八七条	〔史料17〕	録追七六条
○八／(二八)	仁治二年 (二四一) 〔史料19〕	〔史料19〕	文歴二年 (三三五) 〔七／(三)〕	〔史料16〕	式目五条	〔史料15〕	式目四三条	〔史料14〕
○八／(二八)	文歴二年 (三三五) 〔七／(三)〕	〔史料16〕	〔史料17〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕
○九／(八)	建長二年 (二五〇)	〔史料19〕	〔史料19〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕
○九／(八)	建長二年 (二五〇)	〔史料19〕	〔史料19〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕
○九／(八)	建長二年 (二五〇)	〔史料19〕	〔史料19〕	〔史料16〕	〔史料15〕	〔史料14〕	〔史料13〕	〔史料12〕
B	A	—	A	—	A	A	A	— A

(1) 鎌倉幕府法上の「濫訴」に対する制裁

以上みてきた史料をもとに、ここでは「濫訴」に対する制裁措置とい
う観点から検討を加えてみたい。本章第一節でみてきたような鎌倉幕府
法における「濫訴」と認識された様々な類型に対する制裁についておお
まかに分類すると、以下の四種に区分することができる。

(A) 所領沒收

まず、「所領沒収」という制裁が科された「濫訴」には、謀替（史料

10) や譏訴（史料12）、奉行人偏頗の旨虚偽の主張を成すこと（史料13）、
非拠の堺相論（史料14）、虚偽の当知行を主張することによる涼領（史

料15)、非拠の所職所帯堺相論(史料17)、懸物押書による非拠の主張(史料19)、詐欺などの悪質な訴訟(史料23)といった行為が挙げられる。こ

わらの謂えは、嘘つねりの枝抜であることを自覚しながら幕府に謂えを提起したものであると考えてよいだろう。幕府の健全な裁判運営に対して

〔正安年 (三〇〇)〕	〔正應三年 (二九〇)〕 〔六年 (二九三)〕	〔鎌追六四一 〔史料22〕〕	〔鎌追五四八 〔史料21〕〕
〔史料23〕	〔鎌追六九九 〔史料23〕〕	〔状 非拠による訴 え〕	〔漏洩した旨虚 説の主張〕
〔訴え 悪質な不実の 禁〕	〔所領没収 (また は流刑) (郎従以下は召 禁)〕	〔「賦」に係属さ せない〕	〔裁許以前に審 議内容が外部 〔当事者〕に 漏洩した旨虚 説の主張〕
A	—	B	〔不実の咎 (奏事 不実の咎) : 関 裁三三によれば 「過怠」程度の 刑罰力。〕

妨害をなすような悪質性の高い訴えについては、所領没収という懲罰をもつて臨んでいたといえるのではなかろうか。

(B) 過怠（寺社修理）

次に、寺社や橋の修理などといった過怠に類する制裁措置に処せられていた事例が散見できた。謀略の咎（史料15後段）や、評議内容が漏洩している旨虚偽の主張をなすこと（史料21）、さらに雑人訴訟で糾決の際に僻事の主張を行うこと（史料20）といったものある。これらの「濫訴」行為は、そもそもその訴訟を提起する際に悪意をもつていたというよりは、訴訟提起後の時点における何らかの事象をきっかけに、意図的か否かはさておき、いわば勢い余って虚偽の主張を成してしまった場合であると想定できる⁽²⁴⁾。

(C) 証拠能力の否定措置

また、不易法に違反した場合（史料8）は、その根拠となつた文書の「証拠能力を否定する措置」をとることが規定されている。制裁措置というよりは敗訴に伴う手続といつた方が良いかもしれないが、書証について証拠能力を否定する文言が記されるという点において、次項で述べるたんなる敗訴のみの場合とは性質を異にする。ところで、本事例は意図的な「濫訴」というよりは、結果的に法に抵触してしまった場合と位置づけることも可能であろう。不易法に反するものの手元に一応の証拠をそなえていたから、訴訟を提起したとも考えられるのである。そのように考えると、悪質性の観点からはいわば軽度の「濫訴」ととらえることができるのである。また政策的な出訴規制ルールに違反した場合とすることもできる。

(D) 敗訴のみ

さらに、廿年年紀法に違反した場合（史料9）、特段の制裁措置ではなく、当知行者の知行を認め、「濫訴」をおこなつた者に対しても敗訴のみという対応であった。

「濫訴」に対する制裁措置が、以上述べた四つのレベルに区分できるとすれば、鎌倉幕府裁判所は、悪質な「濫訴」には「所領没収」という厳しい態度で臨む一方、それほどではない「濫訴」については「過怠」、さらに証拠能力の否定措置、最後にたんなる敗訴のみという具合に、「濫訴」内容の程度差に応じた措置を講じていたといえよう。

(II) 訴訟手続上の「濫訴」抑止対策

いままで検討してきた「濫訴」に関する法の中には、訴訟手続上有る時点において、「濫訴」を排除しようと企図していたものがあつた。本節においては、これらの法規定に基づき、鎌倉幕府の訴訟手続上における「濫訴」抑止対策について検討していくたい。

(A) 一般的な「濫訴」抑制策

まず式目五一條（史料16）では、訴状の内容が顯然の僻事であつた場合は、問状を発給しない旨、規定が成されていた。ここで一般的な鎌倉幕府の訴訟手続について簡単に示すと、以下のよくな流れとなる。

「訴人」→(X)→「所務賦」→「引付」→(Y)→問状発給→

三門三答→対決→評定→判決

式目五一条制定の段階では、まだ引付は設置されていないので留保が必要だが、上の訴訟手続の流れの中で本条を位置づけてみよう。すると、問注所の所務賦で受理された訴状について問状発給以前の段階（Yの段階）で、訴状の内容を審査し、顯然の僻事であれば、問状を発給しないと定められていたことがわかる。問状発給の時点での「濫訴」抑制が企図されていたのである。

さらに、鎌追六四一条（史料22）は、「訴状の内容が非拠であれば、問注所の所務賦において訴訟を受け付けることはせずに門前払いするべきか、それとも、いつたん受理して引付奉行人が訴状の内容を審査して問状御教書を発給すべきか否かを決定すべきか」という諮問が行われたことを示す史料であった。本史料では、非拠の訴訟についてはそもそも「賦」で受け付けないという考え方を持つ者が、幕府の裁判担当者の中に存在していたことがわかる。すなわち、訴訟手続の流れの中に位置づけてみると、「所務賦」における訴状受け付けの段階（Xの段階）で「濫訴」を排除する志向を持った者があつたのである。

式目五一条制定時期と鎌追六四一条制定時期とでは、訴訟制度そのものが変化しているので一概には言えないが、非拠の訴状に対する審理について、追加法六四一条の時点では、式目五一条の規定よりも厳しい態度で臨み、より早期に「濫訴」を排除しようとする志向性が存在していることが指摘できよう。

(B) 「濫訴」対策としての「裁許前誓約」

次に、訴訟手続上の「濫訴」対策として「裁許前誓約」の存在を挙げることができる。「裁許前誓約」とは、裁許以前に提出が義務づけられた誓約であり、両当事者が裁判所に対して提出するものである⁽²⁵⁾。誓約の内容面からとらえれば、「自らの訴えが非拠・僻事による「濫訴」であると幕府裁判所から認定されれば、何らかの制裁を甘受してもよい旨、誓約したものということになる。

「裁許前誓約」の類型としては、「打越請文」、「懸物押書」、「所務沙汰請文」、「雜人訴訟請文」が挙げられる。

「打越請文」とは、堺相論における「濫訴」を防止するための「裁許前誓約」である。「打越請文」に関する明確な立法条文は管見の限り見出すことはできないが、訴訟史料のなかから、その存在を確認できる。ここで、「打越請文」について概観しておこう⁽²⁶⁾。式目三六条（史料14）は、非拠の堺相論をなしたものは、不当に堺を越えて主張していた面積と同等の所領を相手方に引き渡すという規定である。堺相論といふ訴訟類型に限っていえば、この打越分引き渡し規定は鎌追七六条（史料17）によって所領没収へと変化する。さらに加えて、事前に判決承服を齧つた請文を提出しなければならなくなつたのである。しかし、その後の史料をみていくと、追加法七六条以降に出された、鎮西探題裁許状二二五号⁽²⁷⁾の中でも言及されている文保年中の事書には、堺相論については打越罰を適用することが明記されている。非拠の堺相論への制裁は、没収ではなく打越罰が適用させていたのである。さらに、文永四年の発給であると推測される石塚寂然請文⁽²⁸⁾では、打越請文の提出をものがたる記述がある。これらのことから、堺相論「濫訴」の罰則規定は鎌追七六条によつて「打越分引き渡し」から「所領没収」へと転じたと考えられるが、鎮西二二五内の文保年中事書や、石塚寂然請文からは「打越罰」であった

ことがうかがえる。このことは、堺相論「濫訴」の罰則が、「所領没収」から、「打越罰」へと再度転換していたと解釈することを可能とする。さらに、「石塚寂然請文」によれば、堺相論が濫訴であった場合の「裁許前誓約」として「打越請文」を徵収することになつていたと考えられるのである。

次に、「懸物押書」について、概観しておこう⁽²⁹⁾。「史料19」鎌追一六八条は、懸物押書についての規定である。「諸人が訴訟において対決するときに、懸物状を提出することについて、甲乙の輩の訴訟において対問を遂げたときに、例えば勝訴できなかつた敗訴者が鬱憤晴らしのために越訴を行ふ際に押書を提出し、また例えば主張が非拠であれば自己の所領を相手方に給付するということを、互いにその文書に載せていいるので、それぞれが貪欲の心をもつぱらにして、ますます紛争が激化してしまう。これからは懸物状を提出するときは、濫訴であれば、懸物状所載の所領を第三者に交付するということを記入させなさい。」といふものである。本条の規定以前、幕府の法廷に集まつた当事者たちは、自己の主張が正しいことを証明するために懸物押書を提出し、「濫訴であれば、懸物押書所載の事物を他方当事者に渡す」事を誓う場合があつたのである。換言すれば、幕府法廷において、自己の主張が正当であると認められるかどうかについて、当事者間で一種の「賭け」を行つていたともいえる。裁判における「賭け」ともいえる鎌追一六八条制定以前の懸物押書が、幕府裁判の健全な運営を妨げたであろう事は想像に難くない。そして、この「賭け」の質物として所領が設定されることにより、幕府と御家人との紐帶である所領が訴訟当事者たる御家人の恣意的な「賭け」によつて自由に移転されることにもつながる。鎌追一六八条制定以前の懸物押書は、幕府裁判において諸種の弊害を引き起こしていくのである。

たことが容易に想定できる。このような状況を受けて制定されたのが鎌追一六八条である。鎌追一六八条において、当事者は懸物押書を提出する場合、「濫訴と認定されれば、懸物押書記載の所領を幕府によって没収され、第三者に渡されても構わない」ということを記載しなければならなくなつた。それまでは自己の正当性を「懸物」によって主張し非拠と認められれば相手方に「懸物」をとられるだけであった懸物押書が、幕府裁判において濫訴を行つた罪に対しても所領没収という刑罰を甘受する誓約書へと変質したのである。

さらに、鎌追七六条(史料17)の裁許前誓約があげられる。これは、所職・所帶ならびに堺相論についての濫訴、つまり所領に関する相論一般についての裁許前誓約なので、「所務沙汰請文」と呼称しておく⁽³⁰⁾。鎌倉幕府裁判所は、所領に関する訴訟において、当事者たちに「主張が非拠であれば、所領没収（もしくは罪科）を科されても構わない」旨、誓約させることによって、濫訴の未然防止を意図していたのである。

「裁許前誓約」のさいごに、「史料20」にある「雜人訴訟請文」⁽³¹⁾をあげることができる。雜人訴訟請文とは、一般庶民身分である雜人に対する濫訴抑止策である。ここでは、雜人訴訟について糾決を行つ際、「主張が僻事であれば、一〇貫を支払い、橋の修造用途にあてる」という旨、当事者に事前誓約させ、雜人訴訟の「濫訴」を抑止していたことがわかる。

以上みてきた「裁許前誓約」は、判決への強制力・執行力について決定打を持たない鎌倉幕府裁判所が、当事者の「事前の誓約」によって、最終的な判決に対する拘束力を補充し、判決を有效地に機能させようとしていたものであると位置づけることができよう。さらに、「濫訴」抑止という観点から考えると、両当事者から「裁許前誓約」を徵収することで、「濫訴」を未然に防止しようとしていたと考えられるのである。

ところで、そもそもこれらの訴訟類型について、なぜ裁許前誓約提出を義務づけられたのであるか。明確な答えを導き出すにはまだまだ考察の余地があるが、ここでは、「打越請文」と「雜人訴訟請文」の両者についての類似点のみを指摘しておたい。両者はそれぞれ、訴訟の処理にあたり、実検使や雜人奉行を現地に派遣している。当事者追行主義といわれる幕府裁判において、いわば職権主義的に幕府の人間を現地に派遣しているのである。堺相論においては実検使が派遣され、現地において調査が行われた。また、雜人訴訟については、まだ明らかになつてない点が多いものの、すでに佐藤進一氏の指摘にあるように仁治以降（一二四〇年以後）は雜人奉行が国別に設けられ、現地に出張し、判決を行うか、配下の國の雜色を諸国に派遣していたようである。⁽²⁵⁾ 「堺相論」及び「一般庶民身分である雜人訴訟」については、実検使の派遣、雜人奉行の現地出張といった幕府裁判所の紛争処理に要するコスト面からも、「濫訴」を防止しようと努めていたのではないかと思われる。

四 濫訴に対する判決事例

前章まで幕府の立法面から「濫訴」に関する考察を行つてきた。⁽²⁶⁾ では、次の課題として、「濫訴」と認識された訴訟に下された判決を通じて、実際の裁判における運用について検討したい。幕府裁判において、当事者の主張が「濫訴」と判断された場合、当該「濫訴」に対しても、幕府はどのような対応をとつていたのであるか。裁許状を素材として、「濫訴」に対する判決をみてみると、次の表のようになる。

表B 「濫訴」に対する判決事例

二二三一（貞永元） ／〇八／一〇	「停止社司之濫訴、可令胤明子息時胤爲地頭職」 〔関裁50〕
二三九（延応元） ／〇五／一五	「停止源氏濫訴、任固讓状、後家尼一期知行之後、可令廣相伝」 〔史料3〕〔関裁60〕 〔関裁69〕
三四一（仁治） ／〇八／二三	「停止行元之濫訴、早任讓状之旨、如元各可令領知」 〔史料7〕〔関裁74〕
三四三（宝治三） ／二二一／三	「止惟景之濫訴、任結之契狀、可令惟久領掌」〔関裁9〕 〔史料1〕〔関裁75〕
三四四（寛元） ／〇四／一三	「早停止頼重之濫訴、蓮仏可令領掌件四箇村也」 〔史料7〕〔関裁74〕
三四四（寛元） ／〇七／二二	「朝貞爲頤覺念之所犯、還致濫訴之條、事与意相違歟、且背閑東・六波羅下知状、不被〔 〕以下損物之條、所行之至招罪科歟、然者、可糺返刈田以下損物等矣」 〔関裁76〕 〔関裁84〕
三四九（建長元） ／〇七／一〇	「停止地頭濫訴、早可因目錄也焉」 〔関裁106〕
二六一（弘長） ／〇三／一〇	「停止俊家濫訴、任深念建長讓状并正嘉御下文、各知行不可有相違」 〔史料5〕〔関裁118〕
二六七（文永四） ／二二／二七	「停止俊家濫訴、任被定置之旨、可被行其科」 〔史料5〕〔関裁124〕
二七一（文永八） ／二二／九	「停止家重濫訴、淨惠等知行不可有相違」 〔関裁124〕
二七四（文永十） ／〇五／〇六	「所被停止道專・義通濫訴也」 〔関裁135〕
二八七（弘安十） ／〇九／〇一 修理】	「任建治三年譲狀、各可令領知也」 〔関裁163〕

三〇七(弘安十) ／三一〇	「司令停止雜掌濫訴焉」 〔史料4〕(閻裁167)
三〇〇(正安二) ／〇七／二	「於公遠濫訴者、所被棄捐也」 〔史料6〕(閻裁249)
三〇七(徳治一) ／二一七	「於当村者、停止大江氏之濫訴、任淨妙讓状、家明領知不可有相違」 〔次大江氏為実書号謀害咎事、任被定置之旨、可有其沙汰〕 〔史料6〕(閻裁249)
三〇五(正和四) ／〇八／三	「所被棄捐覺道濫訴也者」 〔史料6〕(閻裁249)
三〇八(文保二) ／〇六／〇六	「所被棄捐寂円濫訴也」 〔史料6〕(閻裁249)
三〇二(元亨元) ／二一〇七	「源俊等濫訴旁非沙汰限」 〔史料6〕(閻裁249)
三〇四(元亨四) ／〇八／一〇	「至件田畠・山野等者、停止忠兼濫訴、任沾券状、司令友貞領禁矣」 〔次以寒書、号牒番咎事、任式目、可有其沙汰焉〕 〔鎮裁156〕
三〇五(正中一) ／〇七／〇七	「重胤濫訴旁非沙汰之限」 〔史料6〕(閻裁249)
三〇七(嘉慶二) ／〇八／一五	「於件一箇保者、被棄置宗心濫訴、住(任)仁治下知状并分帳、知行不可有相違」 〔所被棄捐宗心濫訴也〕 〔次宗心奸訴科事、謀訴之趣委細見狀右、仍雖可被罪科、就他事權謀書之間、所被罪也、仍不及沙汰〕 〔史料2〕(閻裁312)
三〇九(元徳元) ／〇八／〇五	「停止真忠濫訴、任正中御下知状、道惠知行不可有相違」 〔史料2〕(閻裁312)

第二章で、はばひろく指定した「濫訴」、つまり「証拠・主張に確たる根拠がないと判断された訴訟」の判決について検討してみると、謀書の科、実書をもつて謀書と号する謀略の科、と認定されたものは、その行為に対し立法どおりの制裁が加えられている。しかし一方で、当該

訴訟を「濫訴」であると判断しているもののほとんどすべてが、訴えを取り上げないという判決になつていて。これは、推測であるが、審理の過程で当事者が意図的な「濫訴」を成そうとしているようだと幕府の裁判担当者が感じても、謀書のように具体的な証拠がないため、具体的な処罰を加えることができず、ただ「濫訴」をおこなつたとおぼしき当事者の訴えについては、「濫訴」という文言に訓告的な意味をこめながら判決文に明記したのではないかと思われる。

五 むすびにかえて

以上、鎌倉幕府における「濫訴」処理について検討してきたが、史料の整理に終始してしまつた嫌いがある。ただ、「濫訴」と判断しまた「濫訴」に関しての立法史料を検討した結果、以下のことが明らかとなつた。まず、鎌倉幕府は悪質な「濫訴」については厳罰をもつて臨み、そこまで悪質ではないものにはそれなりの制裁を加えるという態度で臨んでいたと考えられることである。「濫訴」対策法制定にあつては、「濫訴」の悪質性の程度に対応した制裁措置を用意していたと考えられる。

次に、訴訟手続の側面からみても、様々な訴訟段階において非拠の訴えである「濫訴」を排除しようと試みていたことがわかつた。とりわけ、堺相論や所務沙汰、懸物押書提出時の訴訟や雜人訴訟などといった特定の訴訟類型については、「裁許前審約」を徵取することによって、濫訴の抑止効果を高めようとしていたことを垣間見ることができた。

さらに、実際の運用面では、「謀書」を用いた「濫訴」に対しては厳しく臨んでいるものの、一般的な「濫訴」についてはこれといった制裁

を科していかつた。

これらのことから、立法時点においてはさまざまなかたちで「濫訴」排除の志向性が認められるが、一方、実際に訴訟が鎌倉幕府の法廷に係属したあとで「濫訴」であることが判明した場合については、当該「濫訴」者が敗訴となるだけの事例が多いことがわかつた。もちろん、謀書のよ

うな特定の「濫訴」形態の場合には、それ相応の刑罰が科されることから、幕府裁判の運営を妨げることになる「濫訴」のなかでも、悪質性の高い意図的な「濫訴」については制裁を加えていたことがわかる。しかし、そうではない「濫訴」についてはその防止を企図しながらも、積極的な制裁を科するに至らなかつた、ということがいえる。

なお、本稿では、謀書・謀略⁽³⁾や年紀法、不易法に関する裁許事例のさらなる具体的な検討、および「濫訴」と判断されていない事例との比較を通した鎌倉幕府訴訟制度全体のなかでの「濫訴」の位置づけについて、十分に検討することができなかつた。今後の課題としたい。

(4) 関裁三二一。

(3) 濑野裕一郎編『増訂 鎌倉幕府裁許状集 上 関東裁許状篇』(吉川弘文館、一九八七年) 所載、関東裁許状七五号文書。以下、「関裁七五」のように略記。なお、傍線および省略は筆者による。

(5) 関裁三二一。

(7) 石井良助氏は「中世武家不動産訴訟法の研究」(弘文堂書房、一九三八年)において、書証の証拠力について詳細に検討されている。石井氏は、本稿で引用した「史料3」などを用いて以下のように述べられている。「私文書の中でも「譲状」と「書状」(消息)とは、譲与の証拠としては、譲状の方が有力であった事は云ふ迄もない。蓋し前者は処分文書であるのに反し、後者は単なる証明文書に過ぎなかつたからである。」(同書三三三一~三三三三頁)。「消息」よりも「譲状」の証拠力が高いといふことは当時の一般的な理解であつたと考えてよいだろう。

(6) 関裁六〇。

(1) 「吾妻鏡」貞永元年五月一四日条。出典は、龍巖訳注「吾妻鏡」(岩波書店、一九九四年)。なお、傍線は筆者による。

(2) 式目制定の趣旨については、北条泰時が六波羅探題の職にあつた弟重時に送つた二通の書状を中心にして議論されている。たとえば、杉橋隆夫「御成敗

式目成立の経緯・試論」(岸俊雄教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下) 塙書房、一九八五年)、古澤直人「鎌倉幕府の法と権力」(笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』(吉川弘文館、一九九一年)、長又高夫「[御成敗式目】式目成立の背景——律令法との関係を中心に」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第九五輯、一〇〇五年)、畠山充「御成敗式目と鎌倉幕府法」(村上一博・

西村安博編『史料で読む日本法史』法律文化社、二〇〇九年)など。

(11) 御成敗式目一五条については、後掲「史料9」参照。

(12) 関裁二四九。

成立の背景——律令法との関係を中心に」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第九五輯、一〇〇五年)、畠山充「御成敗式目と鎌倉幕府法」(村上一博・

(13) 関裁七四。

(14) 御成敗式目二六条については、後掲〔史料11〕参照。

(15) 石井良助氏は前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』(二五六頁以下)において、

夙に鎌倉幕府不動産訴訟法における「濫訴防止或は法廷の秩序維持の為に採られた手段」について論及されている。氏によれば、濫訴防止の手段は敗

訴罰(Succumbenzstrafe)とのことである。さらにこれを「(一) 訴訟当事者の特定の行為に対して裁判所がみずから刑罰を科す場合」と「(二) 訴

訟当事者が予め裁判所に対して、敗訴の場合に於て甘受すべき罰法を特約せること非ざれば、裁判所が訴えを裁判しない場合」とに区分している。(二)

には、「奸訴の科」(式目三一条)、「堺打越」(式目三六条)、「問状拝申之罪科」(式目五一条)、「奏事不実咎」が含まれ、(二)には、「所職所帶及び堺相論」

の請文、「雜人の訴訟」の請文、「懸物押書」を挙げられている。本稿では、

石井氏の論を参考しながら批判的な検討を加えていくことになる。氏の論では触れられることのなかつた「濫訴」という概念の検証(本稿第二章)

から出発し、また、「濫訴」という言葉に着目しながら、幕府裁判における

「濫訴」を検証することによって、石井氏の論を補強・修正していく。

(16) 出典は、石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一校注『中世政治社会思想上』(岩波書店、一九七二年)である。以下、御成敗式目なら

びに御成敗式目追加法に関する史料の出典は、特に断りのない限り同書による。

(17) [史料8] 御成敗式目七条後段(「次代々御成敗畢後擬申乱事」以下の部分)の解釈については留保を要する。本稿では単に「不易法」と表現しているが、後段部分の「代々御成敗」以下の理解について議論がある。以下やや長文になるがこの点に関する笠松宏至氏の示唆的な見解を示しておく。

「(二)で問題になるのはいわゆる式目原本書との関係である。(中略) 武

(20) 出典は前掲『吾妻鏡』同日条。

家系統の式目写本のうち菅本・鶴岡本等の古写本が、本文の前に「於前々成敗事者、不論理非不能改沙汰、至自今以後者、可守此状也」という前書きを置いている(中略)。この前書きがかりに式目自体の原型に存在しなかつたとしても、もし式目施行当初からの付則であつたとすれば、式目以前の判決はすべて不易化されたことになり7条後段との関連が問題とならざるを得ない。ただこの7条後段は別の理解を施す可能性も若干ある。確かに初段との関連や、後の不易法(追322・446・619条)の表現をみれば、「代々御成敗」は前述の意味(ニ二殿・北条政子以前の判決・筆者註)にとらざるを得ないが、もし後段を独立の一条とみれば、「代々御成敗」を、今後下される判決とみることも不可能ではなく、とすれば根拠なき越訴の濫訴を防止するための条文とすることができるものである。(前掲『中世政治社会思想上』四三一頁、式目七条の補注)。

(21)

本条の解釈は、前掲『中世政治社会思想・上』による。さらに、同書の「不実の咎」の頭注によれば、「不実の咎」とは「いわゆる「奏事不実の咎」であるが、具体的な罪科は不明」とのことである。具体的な内容はなお不明であるものの、次の史料からおおよその罪科の程度を知ることができる。すなわち、「奏事不実の科のこと、通時別の過怠に処せらるるの間、沙汰に及ばず。」とあることから、「奏事不実の科」に対しては、おそらく「過怠」と同程度かそれ以下の制裁が科されていたと予想できるのである。

〔史料〕 関裁二三二（正岡史料外編河野六郎所裁）

伊予国河野四郎通時代唯親与同六郎通——「義字有憚、」相論當國石井郷并土居間条々、

（中略）
一、通一奸繼母否事、

右、両方共以難申子細、所詮、証人事、於寢仏者、通一嫌申上、向背之所從不能被尋問、其外不立申指証拠之間、難被信用歟、奏事不実科事、通時被廻別過怠之間、不及沙汰焉。

（中略）

以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、
文永九年十二月廿六日

相模守平朝臣判
左京権太（大）夫平朝臣判

（22）佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』（岩波書店、一九五五年）の補注によれば、本条の制定年次は正応三年から六年の間にとなつていて、後掲表Aの年次もこれに依拠する。

（23）表A所出の「式目」とは、御成敗式目のことである。また、「鎌追」とは、鎌倉幕府追加法のことである。また、「鎌追」の条数は、前注掲載『中世法

制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』の条数に拠る。以下の記述においても同様に略する。

(24)

〔史料20〕については、別の推測もできる。すなわち、一般の庶民身分である雑人たちの非撫の訴えに対し、幕府が制裁を加えようにも判決によって進退できる所領をそもそも雑人たちが持たなかつたため、橋の修理費用徵収を行つたとも考えられるのである。さらなる考察が必要であるが、いましばらくは本文の解釈を優先しておきたい。

(25)

「裁許前誓約」については、拙稿「日本中世訴訟制度における〈裁許前制約〉——鎌倉幕府による盜訴対策の一侧面——」（『九大法学』第九一号、一〇〇五年）を参照いただきたい。

（26）詳しくは、拙稿「堺打越制度に関する一考察」（『九大法学』第八五号、一〇〇三年）を参照いただきたい。

（27）瀬野精一郎編『増訂 鎌倉幕府裁許状集 下 六波羅・鎮西裁許状篇』（吉川弘文館、一九八七年）所載、鎮西探題裁許状二二五号文書（以下、同出典による史料については、「鎮裁二二五」のように略記）。

〔史料〕 鎮裁二二五（薩摩入来院家文書）

永利如性與山田八郎次郎道——相論薩摩國薩摩郡石上村荒野堺打越

右、就訴陳狀有其沙汰、仰使節渋谷弥平三為重同又次郎重幸、被遂檢見之處、如性所進絵図與兩使注進絵図令普合之間、於件堺者、去年元亨四十二月十六日被返付如性畢、而打越事漏勘錄之條、違傍例歎、且去文保年中遠州被伺申閑東刻、於堺相論者、可被付打越之旨、被下御事書之上者、不可「以下缺」

（28）肥前深堀家文書。出典は、竹内理三編『鎌倉遺文 一三巻』（東京堂出版、一九七七年）九七五〇号文書。

〔史料〕石塚寂然請文（肥前深堀家文書）

深堀左衛門入道蓮上子息時光申、問注由事、以時光可令遂其節之旨、
蓮上相副打越請文、不進覽奉状候之上、為蓮上構非分堺論、乱入肥御崎
寺領内切杭高浜、或押取寺用米百余石并数拾余町田畠作毛已下若干山船
所出物等、或召籠百姓所從、無左右令沾却候之間、一々可糺返之由、雖
被下數通御下知候、敢不糾用、剩為延引巡道之沙汰、寄事於無实狼藉、
乍掠申閑東御教書、依無陳方、難済打越請又、不及對決、逃下之後、徒
經數十余年候之間、於今者、任先傍例、可被宛行牒打越之旨、所被注進
候也、而正員蓮上適居住上總國候之上者、相賠御不審候者、定直御尋候
歟、仍當時相向代官、遂問注之条、可有何様候哉、以此趣、可令申沙汰
給候、恐惶謹言、

八月十一日

沙弥寂然請文

進上 伊地知三郎殿

(29) 懸物押書については、注25参照。

(30) 所務沙汰請文については、注25参照。

(31) 雜人訴訟請文については、注25参照。

(32) 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」（岩波書店、一九九三年）（初出
一九四三年）二六頁以下。

(33) 謀書についての論稿として、瀬野精一郎「鎌倉時代における「謀書」の罪科」
（早稲田大学大学院 文学研究科紀要 第四分冊 日本史東洋史西洋史考古学
第四七輯）がある。

〔附記〕本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B）・研究課題「日本
中世の紛争処理における「濫訴」の定位」・平成一九年度～平成二二年度）
による研究成果の一部である。